

農地集積・集約化等対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 8 経営第 22 号

第 1 趣旨

現在の我が国の農業構造を見ると、担い手[※]への農地集積は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約 6 割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。

このため、本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（以下「機構」[※]）による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現します。

併せて、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等に係る手続のデジタル化を加速し、デジタル改革を推進します。

第 2 用語の定義

本事業における各用語（※の部分）の定義は別表 1 のとおりとします。

第 3 事業の内容

1 農地中間管理機構事業

機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記 1 により補助します。

ただし、（1）のウ及び（2）に掲げる事業については、農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官依命通知）により補助します。

（1）農地中間管理機構推進事業

ア 借受農地管理等事業

機構が借り受けた農用地等の賃料又は保全管理及び新規就農者向けの研修事業[※]に活用する農業用ハウスの設置に要する経費について補助します。

イ 農地中間管理事業等推進事業

（ア）都道府県推進事業

農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進活動及び指導監督等の事業について補助します。

(イ) 農地中間管理機構運営事業

機構の運営及び業務委託等に必要な経費について補助します。

(ウ) 企業リスト作成・セミナー開催事業（平成 25 年度補正予算事業）

都道府県が企業の農業参入を促進するために行う企業リストの作成及び企業参入セミナーの開催等に必要な経費について補助します。

ウ 農地売買等支援事業

機構が規模縮小農家等から農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」といいます。）第 4 条第 1 項に規定する農用地等を買入れ、認定農業者等へ売り渡し又は貸し付ける事業等（以下「農地売買等事業」といいます。）について補助します。

エ 遊休農地解消対策事業

担い手への農地集積・集約化を促進するため機構又は市町村が行う、機構自らが借り受けた[※]遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費について補助します。

(2) 支援法人事業

支援法人（基盤強化法第 11 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた法人をいいます。）が、金融機関から機構及び旧農地保有合理化法人が行う（1）のウの事業を実施するための資金の調達に要する経費及び農地売買等事業の推進に要する経費について補助します。

2 農地集約化促進事業

[※]地域計画の早期実現及び地域計画のブラッシュアップの取組の促進に向け、機構を通じた農地の集約化等の取組を加速化するために必要となる経費について、別記 2 により補助します。

(1) 農地集約化促進事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた[※]農作業受託により、大規模な団地化、誘致団地の創出等を含む農地の集約化に取り組む地域に対し支援金を交付します。

(2) 農地集約化促進支援事業

都道府県及び市町村が実施する（1）の支援金の交付に要する経費を補助します。

3 機構集積支援事業

機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項ただし書又は第 5 項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費に

ついて、別記3により交付します。

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

農地法等に基づき農業委員会等が行う事務（農地等の利用関係の調整、農地の利用状況調査、所有者等の利用等の意向調査、農地台帳の整備及び所有者不明農地の権利関係調査等）に要する経費について補助します。

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について補助します。

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会等に対する支援、農地に関する情報の整理及び提供等に要する経費について補助します。

(4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助します。

ア 情報収集・分析事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の活動等に必要情報を収集・分析するために必要な経費について補助します。

イ 情報提供・指導事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象とした研修会の開催、研修教材の作成、取組状況の点検等に必要経費について補助します。

(5) 農業委員会サポートシステム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助します。

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整、研修会の実施、農地に関する相談対応等に要する経費

イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用の取組に要する経費

ウ 農業委員会サポートシステム改修の取組に要する経費

エ 農業委員会サポートシステムを活用して行われる、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条に基づく農地台帳と住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合作業に対する支援に要する経費

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)のア及びイ並びに2の事業については、事業実施年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して

実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、事業資金から本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

2 農地中間管理機構事業に係る農地中間管理機構推進事業のうち借受農地管理等事業、農地中間管理事業等推進事業及び遊休農地解消対策事業

(1) 第3の1の(1)のア、イ及びエの事業については、次により補助事業として実施します。

ただし、1により都道府県基金事業として実施するものは除きます。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県に対して補助金を交付します。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

3 機構集積支援事業

(1) 第3の3の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県及び全国農業委員会ネットワーク機構に対して補助金を交付します。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構は、農林水産省経営局長（以下「経営局長」といいます。）への申請に基づき、本事業を実施します。

第5 事業実施主体

1 農地中間管理機構事業に係る農地中間管理機構推進事業

(1) 借受農地管理等事業

本事業の事業実施主体は、機構とします。

(2) 農地中間管理事業等推進事業

ア 都道府県推進事業及び企業リスト作成・セミナー開催事業の事業実施主体は、都道府県とします。

イ 農地中間管理機構運営事業の事業実施主体は、機構とします。

(3) 遊休農地解消対策事業

本事業の事業実施主体は、機構又は市町村とします。

2 農地集約化促進事業

(1) 農地集約化促進事業

本事業の事業実施主体は、市町村とします。

(2) 農地集約化促進支援事業

本事業の事業実施主体は、都道府県及び市町村とします。

3 機構集積支援事業

- (1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業
本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。
- (2) 農地の有効利用を図るための支援事業
本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。
- (3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業
本事業の事業実施主体は、都道府県農業委員会ネットワーク機構とします。
- (4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業
本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。
- (5) 農業委員会サポートシステム管理事業
本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。

第6 都道府県基金事業の実施等

1 都道府県基金事業の実施に当たっての条件

都道府県基金事業の実施に当たっては、別紙の条件が付されるものとします。

2 事業資金の管理

- (1) 都道府県は、事業資金の設置目的、管理、運用益の処理、処分等について、条例において定めることとします。
- (2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。
ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の2の事業資金相互間の流用及び令和7年度までに造成した[※]機構集積協

力金交付事業及び[※]機構集積協力金交付緊急対策事業に係る事業資金から第3の2の事業の事業資金への流用

イ ア以外の流用（第3の1の事業の事業資金相互間の流用、第3の1及び2の事業の事業資金相互間の流用並びに令和7年度までに造成した[※]機構集積協力金交付事業及び[※]機構集積協力金交付緊急対策事業に係る事業資金から第3の1の事業の事業資金への流用に限る。）であって、第6の3の（3）のイにより申請し、第6の3の（4）の承認を受けた場合

- (3) 都道府県は、都道府県基金事業に係る事業資金ごとに次の勘定科目により他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。
 - ア 農地中間管理機構事業に係る事業資金は、「農地中間管理機構事業勘定」
 - イ [※]機構集積協力金交付事業及び[※]機構集積協力金交付緊急対策事業に係る事業資金は、「[※]機構集積協力金交付事業勘定」
 - ウ 農地集約化促進事業に係る事業資金は、「農地集約化促進事業勘定」
- (4) 都道府県は、各事業資金を次の方法により運用するものとします。
 - ア 金融機関への預金

イ 国債及び地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等

ウ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（元本保証のあるものに限ります。）

- (5) 都道府県は、事業資金の運用収入及び事業資金の取崩しによる収入については、事業資金ごとに事業実施に要する経費にそれぞれ充当するものとし、他の費用に充当してはならないものとし、
- (6) 都道府県は、第5の1及び2の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとし、

3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1) 農地中間管理機構事業

機構が、第5の1の事業実施主体として事業を実施する場合は、機構の長は、農地中間管理機構事業（年度別）実施計画（別紙様式第1号。以下「機構計画」といいます。）を添付して、別紙様式第2号により都道府県知事へ承認の申請をしてください。

(2) 農地集約化促進事業

市町村が、第5の2の事業実施主体として農地集約化促進事業を実施する場合は、市町村長は、市町村農地集約化促進事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

(3) 都道府県事業

ア 都道府県知事は、機構計画及び市町村計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第4-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。特に、農地集約化促進事業の実施に当たっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

イ 都道府県知事は、第6の2の(2)のイの流用を行おうとする場合には、別紙様式第4-1号に都道府県基金の事業資金活用計画書（別紙様式第4-2号）を添付して地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

- (4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとし、
- (5) 都道府県知事は、(4)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、機構の長、市町村長及び農業委員会会長（以下「機構の長等」といいます。）に対して、機構計画等をそれぞれ承認した旨の通知を行ってください。
- (6) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1)から(5)までの手続を準用してください。

ア 事業実施主体の変更

イ 第3の1及び2の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1及び2に掲げる事業の中止又は新規の実施

エ 第6の2の(2)のイの流用額の増加

4 都道府県基金の決算報告

都道府県知事は、事業資金造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書(別紙様式第5号。以下「決算報告書」といいます。)を作成し、6月15日までに地方農政局長等へ報告してください。ただし、年度を通じて事業資金が無い場合はこの限りではありません。

5 都道府県基金事業の完了報告

(1) 機構の長は、毎年度、3の(1)の事業が完了したときは、農地中間管理機構事業(年度別)完了報告書(別紙様式第1号。以下「機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(2) 市町村長は、毎年度、3の(2)の事業が完了したときは、市町村農地集約化促進事業(年度別)完了報告書(別紙様式第3号。以下「市町村事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書(別紙様式第4-1号)を作成し、別紙様式第6号により都道府県基金事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等へ報告してください。

なお、第6の2の(2)のイの流用を行った場合は、別紙様式第4-1号に都道府県基金の事業資金活用完了報告書(別紙様式第4-2号)を添付してください。

6 都道府県基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は、令和13年度とします。ただし、国の補助金等以外により造成された分については、この限りではありません。

(2) 都道府県は、都道府県基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。

(3) 地方農政局長等は、(2)の承認をする場合、必要に応じて条件を付すことができることとします。

7 都道府県基金事業の事故の報告

都道府県は、都道府県基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに地方農政局長等に報告し、その指示を受けてください。

8 都道府県基金事業の終了等

(1) 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、都道府県基金事業について終了又は変

更を命ずることができることとします。

ア 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金適正化法施行令」といいます。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」といいます。）、本実施要綱若しくは農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）又はこれらに基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

イ 都道府県が、事業資金を都道府県基金事業以外の用途に使用した場合

ウ 都道府県が、事業資金の管理等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

エ 事業資金の全部又は一部の造成を継続する必要がなくなった場合

(2) 地方農政局長等は、(1) の終了又は変更を命じた場合において、事業資金から支出した金額に相当する金額について、期限を付して事業資金に充当することを命ずることができることとします。

ただし、地方農政局長等がやむを得ない事情があると認めるときの取扱いは補助金適正化法第 18 条第 3 項に準じるものとします。

(3) (2) の期限内に事業資金に充当がされない場合には、地方農政局長等は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利 3.0% の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。

第 7 農地中間管理機構事業に係る農地中間管理機構推進事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業

第 4 の 2 により補助事業として実施する場合（補助事業と都道府県基金事業を同時に実施する場合を含みます。）の借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業（以下「借受農地管理等事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第 6 の 3 の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第 4 の規定による交付申請書に添付することとし、その際は、交付要綱第 6 の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第 13 の 1 のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2 事業の完了報告

借受農地管理等事業等の完了報告に係る手続については、第 6 の 5 の手続に準じて

行うこととします。なお、都道府県事業完了報告書については、交付要綱第 14 の規定による実績報告書に添付することにより、報告するものとします。

3 事業の中止又は廃止

借受農地管理等事業等の中止又は廃止に係る手続については、第 6 の 6 の手続に準じて行うこととします。

第 8 農地中間管理機構事業に係る農地中間管理機構推進事業のうち遊休農地解消対策事業

1 事業実施計画の作成と承認手続等

(1) 事業実施主体は、遊休農地解消対策事業実施計画（別紙様式第 7 号。以下「解消計画」といいます。）を作成し、別紙様式第 2 号により都道府県知事へ承認の申請をしてください。

(2) 都道府県知事は、解消計画の内容について、関係機関と必要な調整を行った上で、計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県計画を作成し、別紙様式第 2 号により、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第 4 の規定による交付申請書に添付することとし、その際は、交付要綱第 6 の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第 13 の 1 のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2 事業の完了報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、遊休農地解消対策事業が完了したときは、遊休農地解消対策事業完了報告書（別紙様式第 7 号。以下「解消事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(2) 都道府県知事は、提出された解消事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書（別紙様式第 4 - 1 号）を作成し、交付要綱第 14 の規定による実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に提出してください。

第 9 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 農業委員会等が、第 5 の 3 の (1) 及び (2) の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画（別紙様式第 8 号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第 5 の 3 の (3) の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画（別紙様式第 8 号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」とい

います。)を作成し、交付申請時に添付してください。

- (3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を交付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく地方農政局長等からの交付決定通知をもって、都道府県支援計画の承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第13の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

- (4) 地方農政局長等は、(3)のただし書により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記3の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

- (5) 都道府県知事は、(4)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、農業委員会会長等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の長に対して、その旨の通知を行ってください。

- (6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都道府県支援計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、(1)から(3)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。なお、都道府県支援については、交付要綱第9の規定による変更等承認申請書に添付することとし、その際は同規定による変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

- (7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第13の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

- (8) 経営局長は、(7)のただし書により提出された全国ネットワーク機構事業計画を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。

- (9) 全国ネットワーク機構事業計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、交付要綱第9の規定による変更等承認申請書に変更後の全国ネットワーク機構事業計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

- (10) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(5)の事業実施主体として事

業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画（別紙様式第 11 号。以下「システム管理事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第 4 に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第 6 に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第 13 の 1 のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

- (11) 経営局長は、(10) のただし書きにより提出されたシステム管理事業計画を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。
- (12) システム管理事業計画について、交付要綱第 9 に定める変更が生じた場合は、同規定による変更等承認申請書に変更後のシステム管理事業計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第 9 の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 機構集積支援事業の事業完了報告

- (1) 農業委員会会長等は、毎年度、1 の (1) の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第 8 号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1 の (2) の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第 8 号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (3) 都道府県知事は、(1) 及び (2) により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第 9 号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第 14 に基づく実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に提出してください。
- (4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1 の (7) の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第 10 号。以下「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第 14 に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。
- (5) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1 の (10) の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第 11 号。以下「システム管理事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第 14 に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

第 10 国及び都道府県等による補助等

1 国の補助等

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに

限ります。)を対象として、都道府県、機構及び全国農業委員会ネットワーク機構に対して補助金等を交付します。

2 都道府県の補助等

(1) 都道府県基金事業、借受農地管理等事業等及び遊休農地解消対策事業

ア 都道府県は、第4の1及び2で定める都道府県基金事業、補助事業として実施する借受農地管理等事業等及び遊休農地解消対策事業(以下「都道府県基金事業等」といいます。)について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金によって造成した事業資金又は交付された補助金を財源として補助を行います。

イ 都道府県基金事業等の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限ります。)について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第6の3の(3)の都道府県計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(2) 機構集積支援事業

ア 都道府県は、第4の3で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として交付を行います。

イ 機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限ります。)について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第9の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

第11 補助金等の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書若しくはシステム管理事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は全国農業委員会ネットワーク機構に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

2 都道府県は、国から1に基づき補助金等の返還命令があった場合は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業の事業実施主体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

3 都道府県基金事業等又は機構集積支援事業の終了後において、事業実施主体から

補助金等の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。

- 4 国は、都道府県基金事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県に対し、「補助金等により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）」に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うほか以下に掲げる場合には、都道府県に当該残額を納付させることがあります。
- (1) 事業資金の額が基金事業の実施状況等に照らして過大であると認められる場合
 - (2) 第 6 の 6 の (1) に定めた基金事業又は事業資金の廃止時期が到来した場合
 - (3) 使用見込みの低い事業資金があると認められる場合

第 12 証拠書類の保管

都道府県並びに都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、解消計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第 6 の 8 の (1) による都道府県基金事業の終了の年度又は第 3 の 1 から 3 までの事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間(第 3 の 2 の事業に関連するものは 10 年間) 保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第 13 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金適正化法第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、第 3 の 1 から 3 までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県及び全国農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県等」といいます。）は、本事業の内容的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となってから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第 12 号）を地方農政局長等に提出することとします。なお、第 3 の 3 の (5) のイの事業については、事業実施年度の 4 月 1 日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

- 2 1 のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、都道府県等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、都道府県等は、交付要綱第 4 の規定による申請書の提出に当たっ

ては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

- 3 地方農政局長等は、都道府県等に対し、事業着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにします。

第14 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業を実施するに当たり、地域計画の策定支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第15 関係機関との連携

都道府県及び事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めてください。

第16 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構及び支援金の交付を受けた地域に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

第17 その他の留意事項

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

附 則（平成26年2月6日付け25経営第3139号）
この通知は、平成26年2月6日から施行します。

- 附 則（平成26年3月31日付け25経営第3139号-1）
- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行します。
 - 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱（以下「25年度補正要綱」といいます。）の規定に基づき、平成25年度までに実施した事業（25年度補正要綱第11の2に基づき交付決定前に着手していたものを含みます。）の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3247 号）

- 1 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成 26 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。ただし、第 6 の 3 の（2）、第 6 の 4 の（4）のイ及び（7）のエ、第 6 の 5 の（3）、第 6 の 6 の（4）及び第 9 の 5 の（3）については、この限りではありません。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日付け 27 経営第 3252 号）

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成 27 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。ただし、平成 27 年度までに造成した第 4 の 1 の都道府県基金事業に係る資金により平成 28 年度以降に実施する事業の取扱いは、この限りではありません。
- 3 全国農業会議所事業実施要領（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3426 号農林水産事務次官依命通知）は廃止します。この場合において、当該通知によって平成 27 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 経営第 1632 号）

この通知は、平成 28 年 10 月 11 日から施行します。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 経営第 3196 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成 28 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 29 年 4 月 24 日付け 29 経営第 161 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 24 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、この通知の施行前までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3462 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成 29 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 3200 号、
平成 31 年 4 月 1 日付け 30 農振第 4095 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成

30年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和元年5月8日付け元経営第2号）

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附 則（令和元年11月1日付け元経営第1554号）

- 1 この通知は、令和元年11月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和2年3月31日付け元経営第3194号、
令和2年3月31日付け元農振第3630号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、令和元年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和3年1月28日付け2経営第2650号）

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附 則（令和3年3月31日付け2経営第3347号、
令和3年3月31日付け2農振第3815号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、令和2年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和3年12月20日付け3経営第2230号）

- 1 この通知は、令和3年12月20日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和4年3月28日付け3経営第3130号、
令和4年3月28日付け3農振第2876号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和4年12月2日付け4経営第1978号）

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和5年3月28日付け4経営第2925号、4農振第3540号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

ただし、農地整備・集約協力金交付事業については、この通知による改正前の本要綱の規定に基づき採択した地区であって、かつ、令和5年度以降も事業を実施する地区にあつては、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施するものとします。

附 則（令和5年11月29日付け5経営第1718号）

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和6年3月29日付け5経営第2447号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和6年12月20日付け6経営第1693号）

- 1 この通知は、令和6年12月20日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和7年3月31日付け6経営第2241号）

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和8年1月19日付け7経営第1915号）

- 1 この通知は、令和8年1月19日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和8年4月7日付け8経営第22号）

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱別記2別表1の2の区域においては、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱等の一部改正について（令和6年3月29日付け5経営第2447号）による改正後の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定により同要綱第3の2の（1）に規定する地域集積協力金交付事業を実施し、農地集積・集約化等対策事業実施要綱及び農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の一部改正について（令和5年11月29日付け5経営第1718号）による改正後の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定により同要綱第3の3（3）に規定する経営転換協力金交付事業を実施するものとする。

別 紙

都道府県基金事業実施に当たっての条件

第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。

- 1 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産については、都道府県基金事業終了後においても「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」といいます。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている期間、大蔵省令に定めのない財産については、交付規則別表で定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」といいます。）内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、都道府県基金事業の目的に沿って使用し、その効率的な運用を図ることとします。
- 2 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに都道府県基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けずに、都道府県基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- 3 2の財産について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより収入があったときには、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがあります。
- 4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長及び市町村長（以下「機構の長等」といいます。）に対し、次に掲げる条件を付してください。
 - (1) 機構の長等は、補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 機構の長等は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 機構の長等は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
 - (4) 機構の長等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (5) 機構の長等は、この都道府県基金事業に係る交付要綱、実施要綱に従わなければならないこと。
 - (6) 機構の長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係

る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業実施主体については、次の条件に従わなければならないこと。

ア 機構の長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 機構の長等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事に返還しなければならない。

ウ イによる報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

(7) 機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に都道府県知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（第3の2の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができる。

5 都道府県知事は、機構の長等に付した条件により承認しようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければなりません。

ただし、4の(1)から(4)までに係るものについてはこの限りではありません。

6 地方農政局長等は、基金への充当又は国への納付を条件に5の承認を行った場合において、当該納付が困難なやむを得ない事情があると認められるときの取扱いは、補助金適正化法第18条第3項の規定に準じることとします。

- 7 都道府県知事は、4の(6)により機構の長等からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合又は4の(8)により機構の長等から補助金相当額の全部又は一部を収納した場合、国庫補助金相当額について、基金解散前にあってはこれを都道府県基金に充当し、事業資金解散後にあってはこれを国に納付しなければなりません。
- 8 都道府県知事は、機構の長等が4により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければなりません。

(別表 1)

用 語	定 義
担い手	<p>次のいずれかの経営体をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定農業者 <ol style="list-style-type: none"> ① 基盤強化法第 12 条第 1 項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体 ② 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人 2 認定新規就農者 <p>基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体</p> 3 基本構想水準到達者 <p>年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体</p> 4 集落営農経営 <p>次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体 ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であつて、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売[※]經理を行っている集落営農組織
農地中間管理機構	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」といいます。）第 2 条第 4 項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。</p>
農用地等	<p>機構法第 2 条第 2 項に規定する「農用地等」をいいます。</p>
農地中間管理事業	<p>機構法第 2 条第 3 項に規定する「農地中間管理事業」をいいます。</p>
新規就農者	<p>機構法第 2 条第 3 項第 7 号に規定する「新たに農業経営を営もうとする者」をいいます。</p>
研修事業	<p>機構法第 2 条第 3 項第 7 号に規定する「農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修」をいいます。</p>

遊休農地	<p>農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する農地をいいます。</p> <p>ただし、遊休農地解消対策事業における遊休農地は農地法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農地のうち「農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号農林水産省経営局長、21 農振第 1598 号農林水産省農村振興局長）」の第 3 の 1 の（3）のアの（ウ）の a に規定された「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」をいいます。</p>
不在村農地所有者	農地の所在する市町村外に居住している農地所有者をいいます。
所有者不明農地	農地法第 41 条第 2 項により準用する同法第 39 条第 1 項の裁定について同法第 41 条第 3 項の規定による公告があったときに同条第 4 項により機構が利用権を取得した農地又は機構法第 22 条の 3 に基づく公示により機構が利用権を取得した農用地等をいいます。
農地相談員	機構の現場活動（新規就農者向けの研修用農用地等の確保、土地改良事業の実施に向けた地元への働きかけ等）等の業務を実施する機構の職員をいいます。
目標地図	基盤強化法第 19 条第 3 項に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図をいいます。
集落営農組織	経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）IV の第 1 の 1 の（1）の①のイに規定する「集落営農」をいいます。
農用地利用集積等促進計画	機構法第 18 条第 1 項に規定する「農用地利用集積等促進計画」をいいます。
農作業受託	<p>農作業を受託することを約した契約のうち、下記の基幹的な作業の全てを受託することを約したものをいいます。</p> <p>①稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀</p> <p>②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫</p> <p>③その他の作目については、これらに準ずる農作業（3 作業）</p>
特定農作業受委託	農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生

契約	<p>産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいいます。</p> <p>① 稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀 ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫 ③ その他の作目にあつては、①及び②に準ずる作業</p>
管理耕作	<p>福島県営農再開支援事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2875 号農林水産事務次官依命通知）別記 5 に基づいて営農再開するまでの間、農作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する取組のことをいいます。</p>
団地	<p>以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない 2 筆以上の隣接する農地をいいます。</p> <p>① 畦畔で接続する農地 ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地 ③ 各々一隅で接続する農地 ④ 段状に接続する農地 ⑤ 借受希望者の宅地に接続している 2 筆以上の農地</p>
地域計画	<p>基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する「地域計画」をいいます。</p>
農業振興地域	<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」といいます。）第 6 条第 1 項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。</p>
共有農地	<p>機構法第 18 条第 5 項第 4 号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。</p>
利用権	<p>賃借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。</p>
旧農地利用集積円滑化団体	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）第 2 条の規定による改正前の基盤強化法第 11 条の 14 に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。</p>
旧農地保有合理化	<p>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の</p>

法人	一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）第 1 条の規定による改正前の基盤強化法第 8 条第 1 項に規定する農地保有合理化法人をいいます。
白紙委任	<p>旧農地利用集積円滑化団体又は旧農地保有合理化法人（以下「旧農地集積円滑化団体等」といいます。）との間で、10 年以上を委任期間として農地の貸付け（特定農作業委託を含みます。）の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約を締結することをいいます。</p> <p>① 6 年以上（基盤強化法第 18 条第 3 項第 4 号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には 5 年）の農地の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>② 6 年以上の特定農作業委託契約の締結及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>③ 旧農地利用集積円滑化団体等に農地の所有者が農地の利用権を設定した場合には、当該農地の転貸について 6 年以上（基盤強化法第 18 条第 3 項第 4 号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には 5 年）の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>なお、旧農地利用集積円滑化団体等が、農地の受け手との間で契約を締結する際に、地域の合意の下で行われる BR の取組により 6 年以上の利用権の設定又は特定農作業委託契約の締結が困難な場合は、BR の取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。</p>
都道府県農業委員会ネットワーク機構	農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「農業委員会法」といいます。）第 42 条第 1 項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。
全国農業委員会ネットワーク機構	農業委員会法第 42 条第 1 項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。
機構集積協力金交付事業	農地集積・集約化等対策事業実施要綱の一部を改正する通知（令和 8 年 4 月 7 日付け 8 経営第 22 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱（以下「令和 7 年度実施要綱」といいます。）第 3 の 2 に規定する機構集積協力金交付事業をいいます。
機構集積協力金交	令和 7 年度実施要綱第 3 の 3 に規定する機構集積協力金交付緊

付緊急対策事業	急対策事業をいいます。
---------	-------------

(別表2)

区 分	内 容	注 意 点	補 助 率
1 借受農地管理 等事業			
賃料	第3の1の(1)のアの事業を実施するために必要な農用地等の賃料		7/10 以内
	第3の1の(1)のアの事業を実施するために必要な新規就農者向けの研修に供する目的及び新規就農者に転貸する目的で借り受けた農用地等の賃料(研修用農用地等については、機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間(新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除きます。)、就農用農用地等については、機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間が対象。)		9.5/10 以内 た だ し、 新 規 就 農 者 向 け の 研 修 用 又 は 就 農 用 農 用 地 等 に、 遊 休 農 地 又 は ※ 所 有 者 不 明 農 地 を 含 む 場 合 は、 定 額
保全管理経 費	第3の1の(1)のアの事業を実施するために必要な保全管理経費(管理経費(委託費を含みます。)、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭(委託費を含みます。))、支障物の撤去費		7/10 以内
研修用の農 業用ハウス	第3の1の(1)のアの事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置時に要	機構が研修に 活用した後	定 額

の資材費	する資材費	に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスの経費は対象外	
研修用の農業用ハウスの設置費	第3の1の(1)のアの事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置費	機構が研修に活用した後に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスの経費は対象外	定 額
2 農地中間管理事業等推進事業			
謝金	第3の1の(1)のア及びイの事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		定 額
旅費	第3の1の(1)のア及びイの事業を実施するために直接に必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		定 額
事務等経費	第3の1の(1)のア及びイの事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。))等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金・報酬・給料(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、職員手当等(臨時的に雇用した者、機構		定 額

	の役職員に係るものに限ります。)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)		
備品費	第3の1の(1)のア及びイの事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー(第3の1の(1)のア及びイの事業で機構が購入するものに限ります。)	貨客兼用自動車の購入は、当該自動車をレンタル又はリースにより、借り上げる場合と比較して有利な場合に限ります。	定 額
委託費	第3の1の(1)のイの(イ)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に支払う実働に応じた賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等を含みます。)	地方公共団体の正職員にあつては、本俸でなく手当に限ります。	定 額
公課費	印紙税、自動車重量税(第3の1の(1)のイの事業で取得した自動車に係るものに限ります。)		定 額
測量費	機構が農用地等を借り受けるに当たって、特に必要となる場合の測量に要する経費(境界画定に要する経費を除きます。)	機構が借り受けなかった場合は、補助対象外とします。	定 額
予納金	不在者財産管理人等の選任の申立てに係る		定 額

	予納金		
	その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費	定 額
3 遊休農地解消対策事業		第3の1の(1)のエの事業を実施するために必要な遊休農地の解消経費(遊休農地を実施する簡易な整備(草刈り、抜根(ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。)、整地等)に要する経費)	定 額 た だ し、上 限単価 を 10 アール 当たり 43 千 円とし ます。
4 農地集約化促進事業			
	農地集約化促進事業支援金	第3の2の(1)の事業により交付される支援金	定 額
	支援事業費	第3の2の(2)の事業により交付される支援事業費	以下の①～④の範囲内において対象とします。
	① 通信・消耗品費	本事業を実施するために直接に必要な通信に要する費用及び消耗品の購入に要する経費	定 額
	② 指導・確認旅費	都道府県が、本事業を実施するに当たり直接に必要な、市町村に対し指導・確認を行うための旅費に要する費用(都道府県に限る。)	定 額
	③ 振込手数料(市町)	市町村が、交付対象者に対し支援金を交付する際の振込に直接に要する費用	定 額

	村に限る。)			
	④ 交付事務費（市町村に限る。）	市町村が、本事業の交付要件や交付額を確認する際に直接に要する費用(臨時的に雇用した者の実働に応じた対価、市町村職員の時間外労働に応じた対価)、共済費(臨時雇用者の報酬・給料・職員手当等に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		定 額
5 機構集積支援事業				
	旅費	第3の3の事業を実施するために必要な ① 資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 研修会の講師に対して支払う旅費	旅費の支出に当たっては、事業実施主体が定める旅費に関する規程(地方公共団体が定める規程に準拠する場合を含みます。)に基づき支払った場合に限り ます。	定 額 た だ し、第 3の3 の(4) のイに あつて は、1 /2以 内とす る。
	報酬・謝金	第3の3の事業を実施するために必要な弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金	報酬又は謝金は、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。	定 額 た だ し、第 3の3 の(4) のイに あつて は、1 /2以 内とす る。

賃金・給与・報酬・職員手当等	<p>第3の3の事業を実施するために必要な</p> <p>① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。）</p> <p>② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>第3の3の（4）の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価</p>	<p>雇用に伴う社会保険料等分の事業主負担などについては、「賃金」ではなく、「その他の経費」の区分により申請してください。</p> <p>賃金の単価については、事業実施主体が定める賃金支給規則等（地方公共団体が定める規則に準拠する場合を含みます。）に基づき支払った場合に限ります。</p>	定額 ただし、第3の3のイにあっては、1/2以内とする。
手当	<p>第3の3の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議並びに打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価</p>	<p>手当の単価については、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。</p>	定額 ただし、第3の3のイにあっては、1/2以内とする。
予納金	<p>第3の3の（1）の事業を実施するために必</p>		定額

	<p>要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金</p>		
印刷製本費	<p>第3の3の事業を実施するために必要な</p> <p>① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代（用紙代を含みます。）</p> <p>② 教材及び資料等の製本代</p>		<p>定 額</p> <p>た だ し、第3の3の(4)のイにあっては、1/2以内とする。</p>
借 料 及 び 使用料	<p>第3の3の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン、プリンターのリース費用等（ただし、別記3の第2の1の(5)における農業委員会サポートシステムに係るハードウェア等のリース費用は除く。）</p>		<p>定 額</p> <p>た だ し、第3の3の(4)のイにあっては、1/2以内とする。</p>
雑役務費	<p>第3の3の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等</p>		<p>定 額</p> <p>た だ し、第3の3の(4)のイにあっては、1/2以</p>

			内とする。
通信運搬費	第3の3の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定額 ただし、第3の3の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
備品購入費	第3の3の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等の購入費	市町村等の規定により財産管理が必要となる物品を除きます。	定額 ただし、第3の3の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
消耗品費	第3の3の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	1件当たり3万円未満のものに限ります。	定額 ただし、第3の3の(4)のイにあっては、1/2以内とする。

			る。
システム改修費	第3の3の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料等		定 額
委託費	第3の3の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に係る賃金・給与・報酬・職員手当等、共済費等を含みます。）		定 額 た だ し、第 3の3 の(4) のイに あ つ て は、1 ／2以 内とす る。
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額 た だ し、第 3の3 の(4) のイに あ つ て は、1 ／2以 内とす る。

- 1 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず第5の事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入またはリース・レンタルする場合は対象外とします。
- 2 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従うものとします。

事業実施年度	令和	年度
事業実施主体		

令和〇〇年度農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費内訳

（単位：円）

区 分	事 業 費	国 費
賃料		
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等の賃料		
うち遊休農地又は所有者不明農地の賃料		
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等の賃料（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）		
うち上記以外の農用地等の賃料		
保全管理経費		
研修用の農業用ハウスに係る経費		
農地中間管理機構運営事業費		
うち委託費		
合 計	0	0

2 借受・転貸予定農地
 (1) 単年度活動分

(単位：件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受										0	0	0
うち転貸										0	0	0
うち新規就農者への転貸										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者以外への転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用（遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。）										0	0	0
うち上記以外の農用地等										0	0	0

過年度借受(未転貸分)										0	0	0
うち転貸										0	0	0
うち新規就農者への転貸										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者以外への転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(事前確保)										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。)(事前確保)										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用(遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。)										0	0	0
うち上記以外の農用地等										0	0	0
返 還										0	0	0
うち再度転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
解 除										0	0	0

※1 「返還」とは、機構と受け手との関係、「解除」とは出し手と機構との関係です。

「うち転貸」には、「うち再度転貸」の面積は含みません。

借受の「うち管理」の面積には、返還の「うち管理」の面積は含みません。

「うち管理」には、条件整備中のものも含まれます。支援法人から資金を借りて条件整備を実施する場合には、農地売買等支援事業実施要領第12の1に定める参考様式1を作成して都道府県知事の承認を受ける必要があります。

「うち転貸」の欄の件数、貸料については、上段に機構の借受、下段に機構の貸付に係る事項を記載してください。

※2 借受(当該年度分)における研修用又は就農用農用地等の事前確保(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受ける場合も含みます。)については、事前に確保する農用地等の位置、面積等がわかる資料(地図、研修概要等)を添付してください。

(2)

ア 累計（前年度末）

(単位：件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受										0	0	0
うち転貸										0	0	0
うち新規就農者への転貸										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者以外への転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用（遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。）										0	0	0
うち上記以外の農用地等										0	0	0

イ 累計（本年度末）

（単位：件、ha、千円）

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受										0	0	0
うち転貸										0	0	0
うち新規就農者への転貸										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者以外への転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用（遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。）										0	0	0
うち上記以外の農用地等										0	0	0

3 借受希望者の募集市町村数

募集市町村数	市町村
都道府県内市町村数	市町村

4 研修用の農業用ハウス（単年度活動分）

設置数 （棟数）	設置面積 （a）	農業用ハウスの規格		
		間口	奥行	棟高

※1 農業用ハウスの規格毎に記入してください。

※2 設置する予定又は設置した農業用ハウスの規格等がわかる資料（仕様書等）を添付してください。
完了報告書には設置した状況がわかる写真も併せて添付してください。

5 研修実施人数

本年度活動分	
累計(本年度末)	

※ 複数年度にわたって研修を実施した場合も併せて記載してください。

6 人員体制

区分	人員		内容
		うち農地相談員	
本部			
地域	0	0	
〇〇地域			
××地域			
計	0	0	

7 活動内容

時期	場所	内容

※ 管理機構事業の周知活動、受け手の掘り起こし活動、関係機関との連携活動、会議の開催等を記載してください。

8 委託関係

委託先	委託内容

9 評価委員会

(1) 評価委員

現職（元職）	氏名
計	0名

(2) 開催時期

時期	内容
計	0回

添付書類：完了報告には、事業報告書を添付してください。

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇都道府県知事
(農林水産省経営局長) 宛
(〇〇地方農政局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
(〇〇農業委員会会長)
(〇〇都道府県知事)
氏 名

令和〇〇年度事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第6の3の(1)(第6の3の(2)、(3)若しくは(6)又は第8の1の(1)若しくは(2))に基づき、事業実施計画(機構計画、市町村計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、解消計画)の承認(変更)を申請します。

添付資料： 機構計画(別紙様式第1号)、市町村計画(別紙様式第3号)、都道府県計画(別紙様式第4-1号)、都道府県基金の事業資金活用計画(別紙様式第4-2号)又は解消計画(別紙様式第7号)

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	市町村

令和〇年度〇〇市町村農地集約化促進事業実施計画(又は完了報告書)

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 農地集約化促進事業	円	円
(1)集約化加速タイプ	円	円
(2)地域集約化実現タイプ	円	円
2 農地集約化促進支援事業	円	円
合 計	0 円	0 円

2 農地集約化促進事業

(1) 集約化加速タイプ

「地域」名	交付単価区分	交付対象面積 (A) a	交付単価 (B) 円/10a	交付額 (A×B) 円	地域計画の地名 (地域内農業集落)	成果目標
	転貸①			0		
	転貸②			0		
	受託			0		
	転貸③			0		
	転貸④			0		
	計	0		0		
合計		0		0		

(2) 地域集約化実現タイプ

「地域」名	地域区分	交付単価区分	交付対象面積 (A) a	機構の活用率 %	交付単価 (B) 円/10a	交付額 (A×B) 円	地域計画の地名 (地域内農業集落名)
		一般				0	
		中山間				0	
		計	0			0	
合計			0			0	

3 農地集約化促進支援事業

事項	内容	金額
通信・消耗品費		円
振込手数料		円
交付事務費		円
合計		0円

作成要領

【集約化加速タイプ及び地域集約化実現タイプ共通】

- (1) 対象地域ごとに記載してください。
- (2) 面積を記載する際には、農地台帳に基づき記載してください。また、記載は1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。
- (3) 「地域計画の地域名(地域内農業集落名)」には、全域が同一の地域計画の区域に含まれている地域又は協議の場が設けられている区域に含まれている地域を記載してください。なお、地域内農業集落名は、本協力金の対象地域に該当する集落名のみを記載してください。
- (4) 「交付対象面積」、「機構の活用率」等の算定に用いたバックデータを、市町村計画の申請の際にデータファイルにより都道府県に提出してください。
- (5) 「地域」ごとに、農地利用の現況と計画(目標)が分かる図面(担い手ごとの集積・集約化の状況が分かる図面等)を添付してください。なお、図面においては「地域」の外縁を明示してください。

1 集約化加速タイプ

- (1) 「交付単価区分」は、以下のとおりです。
 - ① 「転貸①」とは、機構から転貸された農地(「転貸②、転貸③及び転貸④」を除く。)
 - ② 「転貸②」とは、機構から転貸された農地であって、目標地区において農業を担う者が位置付けられていない農地
 - ③ 「受託」とは、機構を通じて農作業受託した農地
 - ④ 「転貸③」とは、機構から転貸された農地であって、別記2の第8の1の(2)のイの(エ)に該当する農地
 - ⑤ 「転貸④」とは、別記2の第8の2の(2)のアの要件に該当する農地
- (2) 成果目標は、以下のいずれかを記載してください。
 - ① 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ② 生産コストの10%以上の削減
 - ③ ほ場作業時間の10%以上の削減
 - ④ 地方農政局等と協議した上記に準ずる目標

2 地域集約化実現タイプ

「地域区分」には、以下により記載してください。

- ① 「地域」の全域が、農林統計上用いられている地域区分が中間農業地域と山間農業地域に該当する地域の場合:「中山間」
- ② 「地域」の全域がア以外の地域の場合:「一般」
- ③ 「地域」にアの地域とイの地域が混在する地域の場合:「一般/中山間」

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	都道府県

令和〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 0円

(1) 事業費

事業名	事業費			
		うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1) 都道府県基金事業分				
① 農地中間管理機構事業	0円	0円	0円	0円
ア 借受農地管理等事業	0円			
イ 農地中間管理事業等推進事業	0円	0円	0円	0円
（ア） 都道府県推進事業	0円			
（イ） 農地中間管理機構運営事業	0円			
（ウ） 企業リスト作成・セミナー開催事業	0円			
② 農地集約化促進事業	0円	0円	0円	0円
ア 農地集約化促進事業	0円			
イ 農地集約化促進支援事業	0円			
(2) 補助事業分				
① 農地中間管理機構事業	0円	0円	0円	0円
ア 借受農地管理等事業	0円			
イ 農地中間管理事業等推進事業	0円	0円	0円	0円
（ア） 都道府県推進事業	0円			
（イ） 農地中間管理機構運営事業	0円			
ウ 遊休農地解消対策事業	0円			
合 計	0円	0円	0円	0円

注：農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（1）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（2）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。

なお、「その他」は農地中間管理機構や市町村等が負担している場合に記載してください。

(2) 実質的負担額

事業名	実質的負担額			
		うち都道府県分	うち機構分	その他
農地中間管理事業等推進事業のうち定額（7/10相当）	0円			
農地中間管理事業等推進事業のうち定額（6/10相当）	0円			
合 計	0円	0円	0円	0円

注：農地中間管理機構事業の農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業について、都道府県等が別記1別紙1の第1の2に規定する実質的負担額がある場合に記載してください。

なお、「その他」については、都道府県や機構以外に市町村等が負担している場合に記載してください。

(3) 事業費のうち国庫補助金以外の割合

事業名	総計 ①=②+③	割合 ③/①		
		うち国庫補助金②	うち国庫補助金以外③	
農地中間管理事業等推進事業のうち定額(7/10相当)	0円	0円	0円	0.0%
農地中間管理事業等推進事業のうち定額(6/10相当)	0円		0円	0.0%

注：「国庫補助金」は(1)の事業費欄の(1)の①のイの(ア)及び(イ)並びに(2)の①のイの(ア)及び(イ)の国庫補助金の合計額を記載してください。
 「国庫補助金以外」は(1)の事業費欄の(1)の①のイの(ア)及び(イ)並びに(2)の①のイの(ア)及び(イ)の国庫補助金を除いた額と(2)の実質的負担額の合計額を記載してください。
 なお、「割合」については、総計に占める「国庫補助金以外」の割合を記載してください。

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) 都道府県推進事業

事項	内容	対象人数	金額
①人件費(事務等経費のうち報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等)			
うち都道府県職員			
うち臨時職員(都道府県)			
②旅費			
③その他			
合計			

(2) 農地中間管理機構運営事業

事項	内容	対象人数/委託先数	金額
①人件費(事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等)			
うち機構専任職員			
うち公社内兼任職員			
うち臨時職員(機構)			
うちその他			
②旅費			
③委託費			
うち市町村			
うち農業協同組合			
うち市町村農業公社			
うち土地改良区			
うち民間企業			
うちその他			
④その他			
うち事務所使用料、パソコンのリース料、プリンター・複合機のリース料			
合計			

(3) 実質的負担額の内訳

事 項	内 容	対象人数	金 額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）			
うち臨時職員（都道府県）			
うち派遣職員（都道府県等）			
うち兼任職員（都道府県等）			
うちその他			
②旅費			
③その他			
うち事務所使用料、パソコンのリース料、プリンター・複合機のリース料			
合計			

(4) 企業リスト作成・セミナー開催事業

事 項	内 容	金 額

3 農地集約化促進事業における農地集約化促進支援事業（都道府県分）の計画

事 項	内 容	金 額
①事業実施に係る事務		
②事業の普及指導活動		

4 農地集約化促進事業の計画

(1) 交付対象面積

--

(2) 市町村別内訳

市町村名	農地集約化促進事業	農地集約化促進支援事業	計
			0円
			0円
			0円
合 計	0円	0円	0円

- ※1 1については、農地中間管理機構及び市町村から申請又は報告があった機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第1号）、市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号）及び解消計画（完了報告書）（別紙様式第7号）を基に記載するとともに、各事業計画を添付します。
- ※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。
- ※3 2の（1）及び（2）並びに3の推進事業等については、第3の1の（1）のイの（ア）及び（イ）並びに第3の2の（2）に要する経費を記載します。
- ※4 2の（3）の実質的負担額については、別記1別紙1の第1の2に規定する実質的負担額がある場合に具体的な内容の内訳及び当該要する経費を記載します。
- ※5 2の（1）から（3）までの人件費については、支払いの対象となる人数を「対象人数」欄に記載します。なお、本様式を事業完了報告とする際は、実際に支払いのあった人数を記載します。
- ※6 2の（2）の③については、委託先の件数を「委託先数」欄に記載します。なお、本様式を事業完了報告とする際は、実際に支払いのあった委託先の件数を記載します。
- ※7 2の（1）から（3）までのその他については、人件費、旅費及び委託費以外の経費について記載します。
- ※8 3については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

都道府県基金の事業資金活用計画(又は完了報告)書

項 目	前年度末 基金残額 ①	本年度 造成額 ②	基金合計額 ③=①+②	事業額 ④	他の事業資金 からの流用額 ⑤=④-③	他の事業資金 への流用額 ⑥	本年度末基金 残見込額 =③-④+⑤-⑥
1 農地中間管理機構事業勘定	円	円	0 円	円	0 円	円	0 円
(1) 借受農地管理等事業費	円	円	0 円	円	0 円	円	0 円
(2) 農地中間管理事業等推進事業費	円	円	0 円	円	0 円	円	0 円
ア 都道府県推進事業費	円	円	0 円	円	0 円	円	0 円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円	円	0 円	円	0 円	円	0 円
ウ 企業リスト作成・セミナー 開催事業費	円	円	0 円	円	0 円	円	0 円
2 機構集積協力金交付事業勘定	円	円	0 円	円	0 円	円	0 円
(1) 地域集積協力金交付事業費							
(2) 集約化奨励金交付事業費							
(3) 経営転換協力金交付事業費							
(4) 機構集積協力金推進事業費							
3 農地集約化促進事業勘定	円	円	0 円	円	0 円	円	0 円
(1) 農地集約化促進事業費							
(2) 農地集約化促進支援事業費							

令和〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇都道府県知事
氏 名

農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第6の4に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収入

項 目	実 績
(1)本年度補助金受入額	円
(2)前年度繰越金	円
(3)利子等運用益	円
(4)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計	0 円

2 支出

項 目	計 画	実 績	備 考
(1)本年度補助金交付額	0 円	0 円	
交付 先別 内訳	①都道府県	円	円
	②農地中間管理機構	円	円
	③市町村	円	円
	④農業委員会	円	円
(2)その他	円	円	
合 計	0 円	0 円	

3 都道府県基金事業事業資金残額(令和〇年3月末現在)

収入(実績)－支出(実績)	0 円
---------------	-----

4 都道府県基金事業資金の保有割合及び保有割合の算定根拠

令和〇〇年度末の 事業資金額 A	事業が完了するまでに必要とな る補助・補てん額及び事務費 B	事業資金の 保有割合 (A/B)
円	円	0 %

5 都道府県基金事業資金の目標に対する達成度

都道府県内の 全農地面積	うち担い手が 利用する面積	担い手が利用する 面積率
ha	ha	0 %

注 年度末の面積を記載してください。

添付資料:別紙1～3の事業勘定別収支決算表

(注)記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別紙1)

農地中間管理機構事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地中間管理事業等推進事業費	0 円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2)利子等運用益	円
合 計((1)+(2))	0 円

2 収 入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地中間管理事業等推進事業費	0 円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2)+(3))	0 円

3 支 出

項 目	実 績		
		他事業費から流用実施分	
		〇〇〇事業費 (流用元事業費名)	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)
(1)本年度補助金交付額	0 円	0 円	0 円
① 借受農地管理等事業費	円	円	円
② 農地中間管理事業等推進事業費	0 円	0 円	0 円
ア 都道府県推進事業費	円	円	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円	円	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円	円	円
(2)その他(国への補助金返納等)	円	円	円
合 計((1)+(2))	0 円	0 円	0 円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地中間管理事業等推進事業費	0 円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2))	0 円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

(別紙2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 集約化奨励金交付事業費	
③ 経営転換協力金交付事業費	
④ 機構集積協力金推進事業費	
(2)利子等運用益	円
合 計((1)+(2))	0 円

2 収 入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 集約化奨励金交付事業費	
③ 機構集積協力金推進事業費	
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2)+(3))	0 円

3 支 出

項 目	実 績		
		他事業費から流用実施分	
		〇〇〇事業費 (流用元事業費名)	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)
(1)本年度補助金交付額	0 円	0 円	0 円
① 地域集積協力金交付事業費	円	円	円
② 集約化奨励金交付事業費	円	円	円
③ 機構集積協力金推進事業費	円	円	円
(2)その他(国への補助金返納等)	円	—	—
合 計((1)+(2))	0 円	0 円	0 円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 地域集積協力金交付事業費	
② 集約化奨励金交付事業費	円
③ 機構集積協力金推進事業費	
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2)+(3))	0 円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

(別紙3)

農地集約化促進事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 農地集約化促進事業費	円
② 農地集約化促進支援事業費	円
(2)利子等運用益	円
合 計((1)+(2))	0 円

2 収 入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 農地集約化促進事業費	円
② 農地集約化促進支援事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2)+(3))	0 円

3 支 出

項 目	実 績		
		他事業費から流用実施分	
		〇〇〇事業費 (流用元事業費名)	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)
(1)本年度補助金交付額	0 円	0 円	0 円
① 農地集約化促進事業費	円	円	円
② 農地集約化促進支援事業費	円	円	円
(2)その他(国への補助金返納等)	円	—	—
合 計((1)+(2))	0 円	0 円	0 円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 農地集約化促進事業費	円
② 農地集約化促進支援事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2)+(3))	0 円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

令和〇〇年度事業完了報告書

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
(農林水産省経営局長) 宛
(〇〇地方農政局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
(〇〇農業委員会会長)
(〇〇都道府県知事)
氏 名

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（1）（第6の5の（2）又は（3））に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料： 機構事業完了報告書（別紙様式第1号）、市町村事業完了報告書（別紙様式第3号）、都道府県事業完了報告書（別紙様式第4-1号）又は都道府県基金の事業資金活用完了報告書（別紙様式第4-2号）

（注） 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

事業実施年度	令和	年度
事業実施主体		

令和〇年度〇〇遊休農地解消対策事業実施計画
(又は完了報告書)

1 事業費内訳

(単位：円)

	事業費	負担区分		備考
		国費	その他	
遊休農地解消に要する経費 (又は要した経費)				

注1：「事業費」欄は、遊休農地解消対策事業の実施に当たり、国庫補助金を超えて実際に要する経費（又は実際に要した経費）を記載してください。

注2：本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。

2 遊休農地解消面積

(単位：ha、本)

「地域名」	区分	単年度活動分	累計 (本年度末)	地域計画の 地域名
	解消面積			
	うち草刈り			
	うち除礫			
	うち耕起・整地			
	うちその他 ()			
	抜根本数			

注1：対象地域ごとに記載してください。

注2：「解消面積」及び「抜根本数」について、事業実施計画の提出においては、当該年度の見込みを記入してください。なお、「単年度活動分」及び「累計（本年度末）」欄は、本事業による解消面積及び抜根本数のみを記載してください。

注3：「解消面積」について、解消予定（又は解消済み）の遊休農地の位置及び面積等が分かる資料（地図、写真等）を添付してください。

3 解消状況

(1) 地目

(単位：ha)

区分	農地		合計
	田	畑	
単年度活動分			
累計（本年度末）			

(2) 農地利用状況

(単位：ha)

区分	新規就農者以外		新規就農者への活用			合計
	中間保有	転貸	中間保有	研修実施	転貸	
単年度活動分						
累計 （本年度末）						

番 号
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇

農業委員会ネットワーク機構
(団体名) 〇〇〇〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（1）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

- （注1）農業委員会が事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第9の1の（1）」に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を「第9の2の（1）」に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてください。
- （注2）都道府県農業委員会ネットワーク機構が事業実施計画を提出する場合は、本文の「第9の1の（1）」を「第9の1の（2）」とし、事業完了報告書を提出する場合は、注1に準ずるものとします。
- （注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等

実態調査 (延 回)	勧告件数	許可の取消し件数	あつせんその他 必要な措置件数

2 農地法第6条第2項に基づく農地所有適格法人に対する勧告等

報告 農地所有適格法人数	勧告を行った 農地所有適格法人数	立入調査を行った 農地所有適格法人数

3 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介

和解の仲介処理件数	うち成立件数	仲介回数 (延 回)

4 農地利用調整打合

打合出席人数 (延 人)

5 利用状況調査

(1) 調査計画等決定会議

開催時期	開催場所	出席者	会議内容

(2) 調査計画等

実施時期	区域名	管内農地面積 (ha)			体制			
		第 32 条第 1 項		農業委員等数 (人日)	協力者数 (人日)	その他 (人日)	計 (人日)	
		第 1 号 (ha)	第 2 号 (ha)					
	計							

(注) 事業実施計画を作成する際には、「第 32 条第 1 項」欄は記載不要です。

協力者とは地域の農業事情に精通した者であって臨時的に雇用した者をいいます。

(3) 調査結果取りまとめ等

	実施時期	作成日数 (人日)
権利関係の調査・整理等		
調査結果取りまとめ		

(注) 事業実施計画を作成する際は実施見込みの時期及び日数を記載してください。

6 利用意向調査

(1) 利用意向調査の計画(実績)

実施時期	件数	面積 (ha)	所有者等数

(注) 事業実施計画を作成する際は実施見込みの件数、面積及び所有者等数を記載してください。

(内訳)

	件数	面積 (ha)
法第 32 条第 1 項第 1 号該当農地		
法第 32 条第 1 項第 2 号該当農地		
法第 33 条第 1 項該当農地		
合 計		

(注) 事業実施計画を作成する際には「(内訳)」は記載不要です。

(2) 所有者等の意向

	所有者等の意向	件 数	面積 (ha)
法第 32 条第 1 項 第 1 号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	自ら他者への所有権の移転 又は賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		
法第 32 条第 1 項 第 2 号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	自ら他者への所有権の移転 又は賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		
法第 33 条第 1 項 該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	自ら他者への所有権の移転 又は賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

7 農地中間管理機構への通知

	件数	面積 (ha)
農地中間管理機構への通知		

8 遊休農地等所有者等への勧告

	件数	面積 (ha)
遊休農地等所有者等への勧告		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

9 [※]不在村農地所有者等の活用意向調査等

(1) 不在村農地所有者等への活用意向調査計画(実績)

実施時期	件数	面積 (ha)	所有者等数

(注) 事業実施計画を作成する際は実施見込みの件数、面積及び所有者等数を記載してください。

(2) 調査結果取りまとめ等

	実施時期	日数 (人日)
権利関係の調査・整理等		
調査結果取りまとめ		

(注) 事業実施計画を作成する際は実施見込みの時期及び日数を記載してください。

(3) 相談会等の実施

開催時期	実施方法	参加者数 (延べ数)

(注) 事業実施計画を作成する際は実施見込みの実施方法及び参加者数を記載してください。
 なお、行数が不足する場合は、適宜追加してください。

10 所有者不明の農地の権利調査等

	件数	面積 (ha)
農地法第 32 条による調査		
農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条の 2 による調査		
その他の調査		

(注) 事業完了報告書に当たっては、司法書士及び行政書士等への委託に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。その他の調査とは、たとえば過半の共有持分を有する者の同意による利用権設定に係る調査等。

11 訴訟事務

(1) 訴訟事件数の内訳

区 分	当初係属件数 (○. 4. 1)	年度内提起件数	年度内完結件数 (○. 3. 31)	備 考
農業委員会を当事者又は参加人とするもの				

(2) 訴訟事件の出廷回数

番号	裁判所名及び 事件番号	事件名	年度内出廷回数 (延人数)
			回 (延 人)

(注) 事業完了報告書に当たっては、弁護士謝金・予納金等に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。

12 行政不服審査事務

(1) 行政不服審査数の内訳

区 分	当初係属件数 (○. 4. 1)	年度内提起件数	年度内完結件数 (○. 3. 31)	備 考
処分に対する審査請求				
不作為に対する審査請求				

(2) 行政不服審査請求

番号	審査請求に係る原処分名及び処分日	申立日及び 受理年月日	申立の趣旨

13 農地等の台帳の整備

(1) 台帳整備に必要な調査

実施時期	調査担当者数	調査内容

(2) 属性データの入力計画（実績）

データ件数

(3) 住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業に要する経費（実績）

実施時期	内容

(4) システム活用等計画

実施時期	整備内容

14 農地の権利移動等の状況把握

権利の設定・移転関係 件数	貸借の終了関係 件数	農地等の転用関係 件数	合計 件数

(注) 事業完了報告書に当たっては取りまとめ結果を添付してください。

15 賃借料情報の提供

提供月日	提供方法	設定区分数
月 日		

(注) 事業完了報告書に当たっては提供資料の写しを添付してください。

Ⅱ 有効利用を図るための支援事業

1 農業委員等の資質向上のための活動

開催時期・場所	研修目的	研修対象者	研修対象人数	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

2 その他（特認活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果（具体的に）	備考

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

Ⅲ広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1) 農業委員会等相互の連絡調整

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

(2) 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表

農業委員会名	取組の概要	公表方法

(3) 研修実施計画（実績）

開催時期・場所	研修目的	研修対象者	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

(4) 中央研修会への出席計画（実績）

研修会名	開催時期・場所	研修内容	出席者名	備考

※ 備考欄には、中央研修会へ出席した者が都道府県農業委員会ネットワーク機構開催の研修会の講師として講演等を行う予定（実施）日を記入してください。

(5) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動計画（実績）

活動時期・場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

(6) 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導・助言（実績）

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

(7) 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地図の素案作成等を円滑に遂行するために実施する巡回等による支援

巡回計画 (巡回実績)	農業委員会名	支援内容	巡回支援を行うための体制について

2 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供

(1) 情報の整理

実施時期	内容

(2) 情報の提供

実施時期	提供先	活動内容

3 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席

会議名	開催時期・場所	会議内容	出席人数	備考

4 その他（特認活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果（具体的に）	備考

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

（施行注意）

事業実施計画又は事業完了報告書を提出する際には、別紙を添付してください。

また、調査・指導・通知の件数等、事業実施計画の作成時に確定値を記載できない箇所については、想定値を記載してください。

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

事業実施主体名

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち交付金額	
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1 農地の利用関係の調整			
(1) 農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等			
(2) 農地法第6条第2項に基づく農地所有適格法人に対する勧告等			
(3) 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介			
(4) 農地利用調整打合			
2 農地の利用状況等の調査			
(1) 利用状況調査			
(a) 調査計画等決定のための会議及び計画の周知			
(b) 調査資料作成			
(c) 利用状況(調査)の記録及び保存			
(d) 調査員の設置			
(2) 利用意向調査			
(a) 利用意向調査			
(b) 農地中間管理機構への通知			
(c) 遊休農地所有者等への勧告			
(3) 不在村農地所有者等への活用意向調査等			
(a) 活用意向調査			
(b) 調査結果とりまとめ			
(c) 相談会等の実施			
(d) その他の経費			
(4) 所有者不明の農地の権利関係調査等			
3 農地等訴訟等事務処理			
(1) 訴訟事務			
(a) 弁護士謝金			
(b) 訴訟旅費			

	(c) 庁費			
	(d) 予納金			
	(e) その他の経費			
	(2) 行政不服審査事務			
	(a) 弁明書作成等に伴う現地調査費			
	(b) 庁費			
	(c) 通信費			
4	農地等の台帳の整備			
	(1) 台帳整備に必要な調査			
	(2) 属性データの入力経費			
	(3) 住基・固定台帳との照合作業			
	(4) システム活用等経費			
5	農地の権利移動等の状況把握等			
	(1) 農地の権利移動等の状況把握			
	(2) 賃借料情報の提供			
II 農地の有効利用を図るための支援事業				
1	農業委員等の資質向上のための活動			
2	その他（特認活動）			
III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業				
1	農業委員会等に対する支援			
2	農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供			
3	農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席			
4	その他（特認活動）			
合 計				

(注) 「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動にかかる経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の交付金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

地方農政局長等宛

〇〇都道府県知事
氏名

令和〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請
（届出）について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（3）に基づき、別添のとおり〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請（届出）します。

- （注1）提出に当たり、別添を作成するとともに、事業実施主体が作成する事業実施計画及び事業完了報告書に添付された経費内訳書の写しを添付してください。
- （注2）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第9の1の（3）に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認を申請します」を「第9の2の（3）に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。
- （注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

〇〇都道府県

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地の利用関係の調整

(1) 農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等

市区町村名	農業委員会名	実態調査	勸告	許可の	あつせんその他 必要な措置 件
		延 回	件	取消し 件	
合計					

(2) 農地法第6条第2項に基づく農地所有適格法人に対する勸告等

市区町村名	農業委員会名	報告農地所有適 格法人数	勸告を行った農 地所有適格法人 数	立入調査を行った 農地所有適格法人 数
		法人	法人	法人
合計				

(3) 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介

市区町村名	農業委員会名	和解の仲介 処理件数	うち成立件数	仲介回数
		件	件	延 回
合計				

(4) 農地利用調整打合

市区町村名	農業委員会名	打合出席人数 延 人

合計		

2 農地の利用状況等の調査

(1) 利用状況調査

市区町村名	農業委員会名	管内農地面積 ha	第 32 条第 1 項	
			第 1 号 ha	第 2 号 ha
合計				

※事業実施計画を作成する際には、「第 32 条第 1 項」欄は記載不要です。

(2) 利用意向調査

市区町村名	農業委員会名	件数	面積 (ha)	所有者等数
合計				

(注) 事業実施計画を作成する際は実施見込みの件数、面積及び所有者等数を記載してください。

(内訳)

市区町村名	農業委員会名	利用意向調査実施回数			
		第 32 条第 1 項		第 33 条 第 1 項	合計
		第 1 号	第 2 号	第 1 項	上段：調査件数
		上段：調査件数 下段：調査対象 面積 (ha)	上段：調査件数 下段：調査対象 面積 (ha)	上段：調査件数 下段：調査対象 面積 (ha)	下段：調査対象 面積 (ha)
合計					

※事業実施計画を作成する際には、「(内訳)」は、記載不要です。

(3) 農地中間管理機構等への通知

市区町村名	農業委員会名	農地中間管理機構への通知 件	合計
合計			

※事業実施計画を作成する際には、「農地中間管理機構への通知」及び「合計」欄は記載不要です。

(4) 遊休農地等の所有者等への勧告

市区町村名	農業委員会名	遊休農地等の所有者等への勧告 件
合計		

※事業実施計画を作成する際には、「遊休農地等の所有者等への勧告」欄は記載不要です。

(5) 不在村農地所有者等への活用意向調査

市区町村名	農業委員会名	件数	面積 (ha)	所有者等数
合計				

(注) 事業実施計画を作成する際は実施見込みの件数、面積及び所有者等数を記載してください。

(6) 相談会等の実施

市区町村名	農業委員会名	開催数（回）	参加者数 （延べ数）
合計			

（注）事業実施計画を作成する際は実施見込みの開催数及び参加者数を記載してください。

(7) 所有者不明の農地の権利関係調査等

市区町村名	農業委員会名	農地法による調査		農地中間管理事業の推進に関する法律による調査		その他の調査	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
合計							

（注）農地法第32条による調査、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の2による調査及びその他の調査（たとえば過半の共有持分を有する者の同意による利用権設定に係る調査等。）を行った件数及び面積（ha）を記載してください。

3 農地等訴訟等事務処理

(1) 訴訟事件数

市区町村名	農業委員会名	当初 係属件数 （○.4.1） 件	年度内 提起件数 件	計 件	計のうち 年度内 完結件数 （○.3.31） 件
合計					

(2) 行政不服審査数

市区町村名	農業委員会名	当初 係属件数 （○.4.1） 件	年度内 提起件数 件	計 件	計のうち 年度内 完結件数 （○.3.31） 件
合計					

合計					

4 農地等の台帳の整備

市区町村名	農業委員会名	調査担当者数 人	照合作業 (内容)	データ 入力 件	システム活用等	
					(活用時期)	(活用等内容)
合計						

5 農地の権利移動・借賃等調査

(1) 農地の権利移動等の状況把握

市区町村名	農業委員会名	権利の設定・ 移転関係 件	貸借の終了 関係 件	農地等の転用 関係 件	計
合計					

(注) 事業完了報告書に当たっては取りまとめ結果を添付してください。

(2) 賃借料情報の提供

市区町村名	農業委員会名	提供月日	提 供 方 法	設定区分数
		月 日		区分

(注) 事業完了報告書に当たっては提供資料の写しを添付してください。

Ⅱ 農地の有効利用を図るための支援事業

1 農業委員等の資質向上のための活動

市区町村名	農業委員会名	開催時期・場所	研修対象人数	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

2 その他（特認活動）

市区町村名	農業委員会名	活動内容	現状の問題点及び先の活動を実施することによる効果（具体的に）

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

Ⅲ広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1) 農業委員会等相互の連絡調整

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

(2) 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表

農業委員会名	取組の概要	公表方法

(3) 研修実施計画（実績）

開催時期・場所	研修目的	研修対象者	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

(4) 中央研修会への出席計画（実績）

研修会名	開催時期・場所	研修内容	出席者名	備考

※ 備考欄には、中央研修会へ出席した者が都道府県農業委員会ネットワーク機構開催の研修会の講師として講演等を行う予定（実施）日を記入してください。

(5) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動計画（実績）

活動時期・場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

(6) 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導・助言（実績）

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

(7) 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地図の素案作成等を円滑に遂行するために実施するための巡回等による支援

巡回計画 （巡回実績）	農業委員会名	支援内容	巡回支援を行うための体制について

2 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供

(1) 情報の整理

実施時期	内容

(2) 情報の提供

実施時期	提供先	活動内容

3 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席

会議名	開催時期・場所	会議内容	出席人数	備考

4 その他（特認活動）

--	--	--

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果（具体的に）	備 考

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

（施行注意）

事業実施計画又は事業完了報告書を提出する際には、別紙を添付してください。

この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

〇〇都道府県

項 目	1. 総事業費	2. うち交付金額
	I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業	
1 農地の利用関係の調整		
2 農地の利用状況等の調査		
3 農地等訴訟等事務処理		
4 農地等の台帳の整備		
5 農地の権利移動等の状況把握等		
II 農地の有効利用を図るための支援事業		
III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業		
合 計		

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者名)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 9 の 1 の（7）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。

（注 1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 9 の 1 の（7）に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「第 9 の 2 の（4）に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。

(別添)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

全国的な農地利用調整活動等

1 情報収集・分析事業

ア 調査項目

調査名	調査目的	開始時期	調査方法	調査結果の印刷部数及び配布先	調査結果の活用方法

イ 調査員の設置

調査名	調査員氏名	具体的な活動内容	活動日数

2 情報提供・指導事業

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象にした研修会の開催

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

※「講師」の欄は、講師謝金の支払い対象となる者を記載すること。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う研修の教材の作成

教材名	作成目的	作成部数	配布先

(3) 農業委員会等の取組状況についての点検等

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構を対象にした会議の開催

会議名	開催時期	会議で周知する内容

イ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の取組状況の確認

取組状況の確認状況	
農業委員会等数	都道府県農業委員会 ネットワーク機構数

ウ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する指導・助言

指導・助言の実施状況		指導・助言の内容	
農業委員会等数	都道府県農業委員会 ネットワーク機構数	農業委員会等	都道府県農業委員会 ネットワーク機構

※ 事業実施計画書の作成時には記載不要

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者名)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 9 の 1 の（10）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。

（注 1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 9 の 1 の（10）に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「第 9 の 2 の（5）に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。

(別添)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

農業委員会サポートシステム管理事業

1 農業委員会サポートシステムの管理・運用

(1) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

実施時期	農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関	活動内容

(2) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

(注) 事業実施計画の作成時には、「参加人数」の欄には、想定する参加人数を記載してください。

イ 農業委員会サポートシステムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	うち更新農業委員会等数

(注) 1 「うち更新農業委員会等数」には、事業実施年度末時点で農業委員会サポートシステムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

2 事業実施計画書の作成時には記載不要

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況	指導・助言の内容

農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	農地中間管理機構数	その他の関係機関数	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構	農地中間管理機構	その他の関係機関

(注) 事業実施計画書の作成時には記載不要

(3) 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応策及び体制整備方針

(4) 事業の適正な実施に向けた対応策等

ア 継続した情報の更新が行われない農業委員会等への対応策

イ 法定項目が登録されていない農業委員会等への対応策

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構による利活用に向けた対応策

エ 農業委員会サポートシステムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体制整備方針

(5) その他

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施する(実施した)ことによる効果(具体的に)	備考

(注) この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農業委員会サポートシステムの保守・運用

(1) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記3の第2の5の(2)のアからエまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 農業委員会サポートシステムの改修

(1) 農業委員会サポートシステムの改修等の概要

--

(2) 農業委員会サポートシステムの改修等の実施計画（完了報告）

時期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記3の第2の5の(3)のアからオまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

(3) 事業費内訳

総事業費	補助金額 (円)	経費内訳

4 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
○月	

農業委員会サポートシステムの更新状況

〇〇都道府県

農業委員会	事業実施年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	総会日						
	更新月						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総会日						
	更新月						
	総会日						
	更新月						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総会日						
	更新月						
	総会日						
	更新月						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総会日						
	更新月						

※1 「総会日」には、当該月に総会を開催した場合に開催日を記載すること。

※2 「更新月」には、当該月に開催された総会の議案に係る農地の権利移動等について更新が行われた月を記載すること。

〇〇地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事
(団体名)
氏 名
(代表者氏名)

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第13の1のただし書きに基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

(別 添)

区 分	事業費	うち国費	着 手 年月日	完了予定 年月日

(理 由)

(別記1)

農地中間管理機構事業

第1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる経費を支援します。

第2 借受農地管理等事業

1 本事業の実施地域

本事業を実施する地域は、農地中間管理事業の実施地域（第2の3の（2）の保全管理の実施については都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限ります。）を除きます。）とします。

2 本事業の対象

本事業の対象は、農用地等とします。

3 対象となる経費

- (1) 賃料については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に係る支出額から収入額（機構が借り受けた後に条件整備が行われた農地における賃料上昇分を除きます。）を控除した額を対象とします。

ただし、機構から転貸を受けた受け手から賃料の全部又は一部を受け取ることができなかった場合の経費は原則対象としません。（受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により受け手から徴収できなかった場合の経費は対象とします。）

また、新規就農者向けの研修用農用地等については機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間（新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除きます。）、新規就農者向けの就農用農用地等については機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間の賃料を対象とします。

- (2) 保全管理経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等であって、機構が受け手に貸し付けていない農用地等の保全管理に要する経費のうち以下の経費を対象とします。

ア 管理経費

耕起、除草、防除等に要する機械の借入料、光熱動力費、薬剤費その他資材費、雇用労賃、委託費及び支障物の撤去費を対象とします。

ただし、支障物の撤去費は、受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により、次の受け手への貸付けに当たって、支障物を撤去するために必要な手続き等を行った上で、機構が撤去しなければならない場合に限りします。

イ 土地改良区等から徴収される賦課金等

土地改良区から徴収される賦課金、水利組合等から徴収される水利費を対象とします。

(滞納金及び機構が貸し付けた後の期間に係る賦課金等は補助の対象外とします。)

ウ 共同出役に代えて支払う金銭

地域の農地、水利施設等の維持のための共同出役に代えて支払う金銭及び出役を委託する場合はその委託費を対象とします。

(3) 研修用の農業用ハウスに係る経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に設置されたものであって、機構自らが行う新規就農者向けの研修事業に活用する農業用ハウスの設置時に要する資材費及び設置費を対象とします。

ただし、機構が研修を実施した後に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスに係る当該経費は対象としません。

第3 農地中間管理事業等推進事業

1 都道府県推進事業

農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。

なお、具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙の規定のとおりです。

2 農地中間管理機構運営事業

(1) 機構が農用地利用集積等促進計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、

相談窓口業務、農地相談員による農地集積・集約化に向けた現場活動等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。

なお、原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業実施要綱(令和3年3月30日付け2経営第3385号農林水産事務次官依命通知)第3の1に定める原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業に係る経費を本事業の補助対象から除きます。

(2) 機構は、その業務の一部を委託する場合には、委託契約の締結に係る実施要領を定めることとします。

(3) なお、(1)に係る具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙の規定のとおりです。

(4) 農地中間管理事業を推進するために配置する農地相談員については、農業、農地等に関する業務経験や現場活動に必要な能力(企業誘致、営農指導、地域に精通している等)を有し、地域の実情に応じて現場活動を行う者とします。

3 企業リスト作成・セミナー開催事業

(1) 参入企業リスト作成・セミナー開催事業は、次に掲げる活動とします。

ア 農業への参入を希望する企業等一般法人に対する相談業務

イ 農業への参入を希望する企業等一般法人のリスト作成

ウ 農業への参入を希望する企業等一般法人に対するセミナーの開催

(2) 事業に要する経費の使途

参入企業リスト作成・セミナー開催事業に要する経費の使途は、別表2の2に掲げる内容とします。

第4 遊休農地解消対策事業

1 本事業の対象

(1) 地域計画の区域内のうち目標地[※]図において農業を担う者が位置付けられていない農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地とします。

(2) 以下の要件を満たすことが必要です。

ア 本事業の実施年度から翌年度までに機構が農地中間管理権を10年以上設定し、受け手に転貸又は研修事業を実施すること。

イ アにより機構が転貸する相手方は、遊休農地の所有者ではないこと。

ウ 本事業の交付を受けたことのある遊休農地（令和4年度から令和6年度までにおいて遊休農地解消緊急対策事業の交付を受けたことのある遊休農地を含む。）ではないこと。

2 対象となる経費

草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、耕起・整地に係る経費その他必要と認められる経費を対象とします。

ただし、「その他必要と認められる経費」については、事前に地方農政局等へ協議することとします。

3 交付単価及び交付額

(1) 交付単価は、10アール当たり43千円を上限とします。

(2) 交付額は、実際に遊休農地の解消に要した経費又は(1)の交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか小さい方とします。

(別記1別紙)

農地中間管理事業等推進事業

第1 要綱本文第10の1に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1により算定された額とします。

なお、別表2の区分欄の2の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額(7/10相当)」とします。ただし、事務等経費のうち事務所使用料、パソコンのリース料及びプリンター・複合機のリース料は「定額(6/10相当)」とします。

1 算定方法

① 事業費×定額(7/10相当)

なお、事務所使用料、パソコンのリース料及びプリンター・複合機のリース料は、事業費×定額(6/10相当)

② なお、事業費には、別表2の内容欄に規定している補助対象経費の他に、都道府県等が事業実施のために実質的に負担している2の経費(以下「実質的負担額」といいます。)を含めることができることとします。

2 実質的負担額について

- ① 都道府県から機構への併任・派遣職員等の報酬・給料・職員手当等・旅費
- ② 臨時雇用職員の賃金・報酬・給料・職員手当等
- ③ 会場借料、事務所使用料及び自動車使用料
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、地方農政局長等が特に必要と認める経費

第2 第1の1については、事業実施後の事業完了報告(要綱本文の第6の5の(1)及び(3)並びに第7の2をいいます。)においても、同様とします。

第3 都道府県は、第1の2の実質的負担額を事業費に含める場合には、別紙様式第4-1号の2の(3)実質的負担額の内訳が確認できる書類等を整備するものとし、地方農政局長等の求めに応じて提出するものとします。

第4 第1の2の実質的負担額における人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に従うものとします。

(別記2)

農地集約化促進事業

第1 目的

機構に対し農地を貸し付けた地域を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とします。

第2 事業実施地域

農地集約化促進事業の対象農地は、[※]農業振興地域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域等に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、農地集約化促進事業の中で支援することとします。

第3 事業の内容

1 農地集約化促進事業

(1) 集約化加速タイプ

地域計画の早期実現及びブラッシュアップのため、地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託による農地の集約化、機構からの転貸による大規模な集約化や誘致団地の創出に取り組む地域に対し、第5により支援金を交付します。

(2) 地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が策定されている地域であって、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、農地の集約化に取り組む地域に対し、第5により支援金を交付します。

2 農地集約化促進支援事業

都道府県及び市町村が実施する1の(1)及び(2)の支援金の交付に要する経費を第6により補助します。

第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

1 都道府県は、既に造成している都道府県基金事業の事業資金から第3の事業に必要な経費を取り崩すことができます。

2 国は都道府県に対して、予算の範囲内で第3の事業に必要な経費を補助します。

第5 農地集約化促進事業

1 集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約タイプ）

（1）交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

ア 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれていること。

イ 構成戸数が複数戸であること。

ウ 農地面積が農地台帳により明確であること。

（2）一度定めた「地域」の取扱い

ア 本支援金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用いることを原則とします。

イ ただし、本支援金の交付を受けた後に地域計画の区域が変更された場合など、その後の事業の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。

（3）交付要件及び交付単価

ア 交付要件

（ア）事業実施年度の前年度の2月末から集約化目標年度（事業実施年度から起算して5年目の年度。以下同じです。）の2月末までに以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

a 「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。

（a）同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域（「農林統計に用いる地域区分について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当すること。以下同じです。）及び樹園については、0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上。以下同じです。）の団地面積

（b）目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

b 「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

（a）同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積

- (b) 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積
- c 次に掲げる団地面積の割合が 30%以上の「地域」において、(a) 若しくは (b) の団地又は独立する 1 筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が 1.5 倍以上となること。
 - (a) 同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積
 - (b) 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積
- (イ) 機構を通じた農作業受託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。
 - a 農作業受託を受ける者は、農用地利用集積等促進計画により、機構から農作業受託していること。
 - b 受託者の決定に当たっては、機構の事業規程で定める貸付先ルールに即した検討が行われるよう、機構が「地域」の話合いの段階から農地利用調整に参加すること。
- (ウ) 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の団地化に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。
 - a 同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積の増加と一体的に取り組むこと。
 - b 目標地図との整合を図りつつ、集約化目標年度までに当該団地を同一又は隣接の耕作者に転貸すること。
- (エ) 農地の集約化による効果に係る次に掲げるいずれかの成果目標を設定することが必要です。
 - a 販売額又は所得額の 10%以上の増加
 - b 生産コストの 10%以上の削減
 - c ほ場作業時間の 10%以上の削減
 - d 地方農政局等と協議した上記に準ずる目標

イ 交付単価

- (ア) (2) のアの交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。
 - 区分 1 : (2) のアの (ア) の a ・ ・ ・ ・ ・ 1.0 万円/10a
 - 区分 2 : (2) のアの (ア) の b 又は c ・ ・ ・ 3.0 万円/10a
- (イ) 機構を通じた農作業受託の農地面積については、(ア) の交付単価に 0.5 を

乗じた交付単価とします。

(ウ) 目標地区において農業を担う者が位置付けられていない農地面積については、(ア)の交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

(エ) (3)のアの(ア)の要件を満たす「地域」において、次に掲げる要件の全てを満たす農地については、(ア)の交付単価を5.0万円/10aとします。

a 実施「地域」内において15ha以上の農地面積(中山間地域については、7.5ha以上、樹園地については2ha以上、北海道にあつては35ha以上)を耕作する者が耕作する農地であること。

b aの耕作者が耕作する5ha以上(中山間地域については、2.5ha、樹園地については1ha、北海道にあつては10ha以上)の団地であること。

(4) 交付額

ア (3)のイの交付単価にイの「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

イ 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、農地集約化促進事業の交付を受けたことのある農地(令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業の集約化タイプ、令和4年度から令和7年度までにおいては、集約化奨励金交付事業の交付を受けたことのある農地も同じです。)は対象外とします。

交付対象面積 (転貸)	= 対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積
----------------	---------------------------

交付対象面積 (受託)	= 対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積
----------------	------------------------------

注1: 「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であつて、事業実施年度の前年度の3月から集約化目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

注2: 「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から集約化目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

注3: 1の(3)のアの(ア)のaの(b)、bの(b)及びcの(b)による団地面積のうち対象期間内に転貸により新たに団地化した面積を交付対象面積とする場合、1団地当たりの交付対象面積の上限は一般地域(中山間地

域に該当しない地域をいいます。以下同じです。) の場合 4.0ha、中山間地域の場合 2.0ha とします。

注4：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から集約化目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

2 集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）

(1) 交付対象地域

第5の1の(1)及び(2)に準ずることとします。

(2) 交付要件及び交付単価

ア 交付要件

事業実施年度の前年度の2月末から集約化目標年度の2月末までに以下の要件を満たすことが必要です。

(ア) 事業実施年度の前年度の2月末時点の地域計画の目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地を団地化し、事業実施年度の前年度の2月末時点の当該地域計画において地域内の農業を担う者として位置付けられていない新たな受け手に転貸するための4ha以上の団地（以下「誘致団地」といいます。）を形成すること。

(イ) 誘致団地内の全ての農地について、機構が農地中間管理権を10年以上設定すること。

(ウ) 事業実施年度の前年度の2月末時点の地域計画において、地域内の農業を担う者として位置付けられていない新たな受け手に誘致団地を転貸すること。

イ 交付単価

5.0万円/10a

(3) 交付額

ア (2)のイの交付単価にイの「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

イ 交付対象面積

誘致団地内の農地面積

ただし、農地集約化促進事業の交付を受けたことのある農地（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業の集約化タイプ、令和4年度から令和7年度までにおいては、集約化奨励金交付事業の交付を受けたことのある農地も同じです。）は対象外とします。

3 地域集約化実現タイプ

(1) 交付対象地域

第5の1の(1)及び(2)に準ずることとします。

(2) 交付要件及び交付単価

ア 交付要件

目標地図内の農地面積に占める目標地図における同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が5割以上であること。

イ 交付単価

(ア) (3)のアの「機構の活用率」に応じて、該当する区分に規定する「交付単価」とします。

a 一般地域

区分1：機構の活用率が80%超・・・2.0万円/10a

b 中山間地域

区分1：機構の活用率が60%超80%以下・・・2.0万円/10a

区分2：機構の活用率が80%超・・・2.6万円/10a

(イ) 一般地域と中山間地域が混在している場合は、それぞれの地域の「機構の活用率」に応じた「交付単価」及び「交付対象面積」を用いて算出した額を合算して交付額を算定するものとします。

(3) 交付額

アの「機構の活用率」に応じて、(2)のイに定める「交付単価」にイの「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

ア 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

機構の活用率（累積）	=	$\frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$
------------	---	---

注1：「機構への貸付総面積とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む合計面積）とします。

注2：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができます。

イ 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方式により算出します。

$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積} - \text{貸付期間 10 年未満の農地面積}$

ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とします。

注1：「対象期間内の貸付面積」とは、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

また、機構に貸し付けられた遊休農地については、「対象期間内の貸付面積」から除くものとしますが、当該遊休農地と隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合に限り、「対象期間内の貸付面積」に含めることができるものとします。

注2：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられ、機構との貸借期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とします。

4 支援金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本支援金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、地域の実情に応じ、受け手若しくは出し手への支援又は「地域」としての活動の費用とするなど、その使途を自ら決めることができます。

なお、本支援金の交付を受けた「地域」が、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

5 支援金の返還

- (1) 市町村は、第5の1及び2の事業に取り組む「地域」において、集約化目標年度の2月末時点における交付対象面積が交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った支援金の差額を当該地域に返還させることとします。
- (2) 市町村は、第5の1及び2の事業に取り組む「地域」であって、集約化目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、集約化目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った支援金を当該地域に返還させることとします。

6 留意事項

市町村は、本支援金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

- (1) 農地利用の現況と計画（目標）が分かる図面（目標地図又は耕作者ごとの集約化の状況が分かる図面等）と農地台帳との突合等により、面積の確認を行うものとします。
- (2) さらに、「地域」の話合いへの参画、「地域」の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとします。
- (3) 農作業受託については、農地利用の効率化を図る観点から、集約化に配慮し、受託者が選定されていることを確認するものとします。
- (4) (1)において耕作者毎の集約化の状況が分かる図面等により面積の確認を行った場合、当該図面等と目標地図の整合を図った上で、事業実施年度の翌年度までに地域計画を変更し、公告することとします。

第6 農地集約化促進支援事業

市町村及び都道府県は、第5の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、支援事業を実施することができます。

第7 農地集積・集約化状況の報告等

- 1 市町村は、第3の1の農地集約化促進事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から集約化目標年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。
報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとします。
- 2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとします。
なお、農地集約化促進事業のうち集約化加速タイプの実施「地域」のうち、集約化目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。
都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。
- 3 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて都道府県知事を指導するものとします。
- 4 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知

事に対し、農地集積・集約化の状況、生産コスト低減の状況等について報告を求めることができるものとします。

第8 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2別表に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である[※]利用権設定等期間（旧農地利用集積円滑化団体又は旧農地保有合理化法人との間で締結した[※]白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

- 1 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約されること、農地所有者が、補助金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること。
- 2 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構との間に移転されること。

第9 その他留意事項

- 1 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約されるよう、留意してください。
- 2 都道府県は毎年度、第3の1の農地集約化促進事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。
- 3 交付対象の選定方法
 - (1) 本事業は、各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、都道府県はあらかじめ配分基準を定めておくものとします。
 - (2) (1)の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。
 - (3) 都道府県は、(1)で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。
- 4 令和8年3月31日までに令和8年度以降の機構集積協力金交付事業又は機構集積協力金交付緊急対策事業の実施に係る話合いが行われ、「地域」の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、当該事業の実施に係る計画に関する同意が得られていたことが確実である場合については、都道府県と協議の上、なお従前の例により機構集積協力金交付事業又は機構集積協力金交付緊急対策事業を実施することができ

ることとします。なお、申請に当たっては、令和8年3月31日までに同意が得られていたことが事実であることが確認できる資料（話合いの概要等）を添付することとします。

(別記2別表)

事業（補助金）名	通知番号（農林水産事務次官依命通知）
地域農業経営再開復興支援事業（被災地域農地集積支援金）	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）	平成24年 2月 8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業（農地集積協力金）	平成25年 5月16日付け25経営第 432号

(別記3)

機構集積支援事業

第1 目的

担い手への農地集積・集約化を目的として設立される農地中間管理機構が実効性をもって機能していくためには、同機構と連携・協力関係にある農業委員会等が効果的かつ効率的に業務を遂行できるようにする必要があるため、農業委員会等が行う以下の事業に必要な経費を支援します。

第2 事業の内容

1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

(1) 農地の利用関係の調整

農地の利用関係の調整・あっせん等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地法第3条の2第1項に基づく勧告、同条第2項に基づく許可の取消し及び同条第3項に基づくあっせんその他必要な措置に関する調査・調整

イ 農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の報告等による農地所有適格法人等の台帳の作成・整理、同条第2項に基づく勧告、同条第3項に基づくあっせん及び同法第14条第1項に基づく農地所有適格法人に対する立入調査

ウ 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介に関する調査・調整

(2) 農地の利用状況等の調査

農地の利用状況等の調査については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地の利用状況等の調査

農地法第30条第1項、第2項及び第31条第2項に基づく農地の利用状況調査

イ 所有者等への利用意向調査

(ア) 農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査に係る権利関係等の調査・調整

(イ) 農地法第34条に基づく遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整を踏まえた利用関係調整簿の作成並びに作成に要する調査

(ウ) 農地法第35条に基づく農地中間管理機構等への通知及び必要な調整

(エ) 農地法第36条に基づく所有者等（農地の所有者又はその農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいいます。以下同じです。）に対する勧告、農地中間管理機構への勧告した旨の通知及び必要な調整

(3) 不在村農地所有者等への活用意向調査等

土地持ち非農家や不在村農地所有者、不在村農地所有者となる見込みのある者、農業からリタイヤする予定の農地所有者、これらの相続人等に対する農地の活用等に係る意向の調査、当該調査結果を踏まえた相談会等の実施、利用関係の調整等に

要する経費を支援します。

(4) 所有者不明の農地の権利関係調査

所有者不明の農地の権利関係の調査等に要する経費を支援します。

また、機構法等に基づき行われる所有者不明の農地について所有者に関する情報の探索等にかかる経費を支援します。

(5) 農地等訴訟等事務処理

農業委員会等を当事者又は参加人とした農地等の権利移動の処分等に対する訴訟事件の処理等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 訴訟事務に関する活動

イ 行政不服審査事務に関する活動

(6) 農地等の台帳の調査等

農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します（アからオまでに係る経費は農業委員会サポートシステムに関するものに限りません。）。

ア 農地等の所在、所有者等の調査

イ 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出及び農地法第30条等に基づく農地の利用状況調査の結果等の入力

ウ 農地利用最適化推進委員及び農業委員が把握した農地等の所有者等の意向の入力

エ 農地法施行規則第102条に基づく住民基本台帳及び固定資産課税台帳（以下「住基・固定台帳」といいます。）との照合作業に要する経費

オ その他本事業を実施するために必要なシステムの活用等に要する経費

(7) 農地の権利移動・借賃等調査

農地法第52条に基づく農地の権利移動・借賃等の動向等に関する情報の収集、整理、分析及び情報の提供については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地法、基盤強化法及び機構法による農地の権利移動及び転用の状況等について、1月から12月までの権利移動等に係る次に掲げる事項の把握

(ア) 耕作目的の権利の設定・移転に関する事項

(イ) 貸借の終了に関する事項

(ウ) 農地等の転用に関する事項

(エ) その他農地の権利移動に関する事項

イ 次に掲げる事項を掲載した賃借料情報（過去1年間の地域の実勢を踏まえ、農地の賃借権を設定する際の目安となるものをいいます。）の提供

(ア) 賃借料情報を提供した地域（区分）名

(イ) 地域（区分）別の賃借料の平均額

(ウ) 地域（区分）別の賃借料の最高額

(エ) 地域（区分）別の賃借料の最低額

(オ) 集計に用いたデータを収集した期間

(カ) 集計に用いたデータ数

ウ ア及びイに掲げる事項以外の農地に関する情報収集

(8) その他

(1) から (7) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費について支援します。

ア 関係資料の収集・作成・整理・提出

イ 関係機関との会議又は打合せ

2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う農業委員会等の資質向上のための研修の実施等の活動に要する経費を支援します。

(1) 農業委員等の資質向上のための研修の実施等

ア 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員並びに農業者等に対し、必要な知識を取得させることを目的とした研修の実施

イ 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対し必要な知識を取得させることを目的とした研修への参加

(2) その他

(1) のア及びイに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる農業委員会ネットワーク業務に係る活動に要する経費を支援します。

(1) 農業委員会等に対する支援

ア 農業委員会等相互の連絡調整

イ 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表

ウ 農業委員会の農業委員及び職員並びに農業者等に対する農地及び農業経営等に関する研修等の実施

(ア) 農業委員等の研修

(イ) 中央研修会への出席

(ウ) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動

エ 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導及び助言

オ 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地図の素案作成等を円滑に遂行するために実施するための巡回等による支援

カ エ及びオを行うために必要な都道府県農業委員会ネットワーク機構の体制整備

(2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供

(3) 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席

(4) その他

(1) から (3) までに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

4 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 情報収集・分析事業

ア 調査等の内容

(ア) 農作業の受委託、請負料金及び賃金の設定状況等の実態調査

(イ) 田畑の売買価格に関する調査

(ウ) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構による活動を支援するために経営局長が必要と認めた調査

イ 調査員の設置

事業実施主体は、アに掲げる調査を的確に実施するため、調査項目ごとにその内容を理解し、調査を適切に実施できる者を調査員として指名し、調査の企画立案、調査要領の作成及び調査結果の取りまとめ・分析等を行わせるものとします。

(2) 情報提供・指導事業

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象にした、農地利用の最適化の推進に関する制度や手法等を修得させるための研修会の実施

イ 都道府県農業委員会ネットワーク機構が農業委員会等に対して効率的に研修を実施することができるようにするための教材の作成

ウ 農業委員会等の取組状況についての点検等

(ア) 農業委員会系統組織として、農地利用の最適化の推進に関する年間の目標や取組方針を定め、農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に周知徹底するための、全国段階又は都道府県段階における、担当者を対象とした会議の開催

(イ) (ア) で定めた目標を達成するための、農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の取組状況の確認、取組状況が不十分な農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の活動の課題や改善方法の検討並びに指導・助言の実施

5 農業委員会サポートシステム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会サポートシステムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 農業委員会サポートシステムの管理・運用

農業委員会サポートシステムを管理・運用するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア 農業委員会サポートシステムを管理する上で必要な農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

イ 農業委員会サポートシステムの利用促進に必要な農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施及び指導・助言

ウ 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応

エ その他農業委員会サポートシステムの管理・運用に必要な取組

(2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用

農業委員会サポートシステム管理事業のうち、農業委員会サポートシステムの保守・運用については、全国農業委員会ネットワーク機構が、同システムの保守・運用を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者が行う以下の経費を支援します。全国農業委員会ネットワーク機構は、確実に農業委員会サポートシステムの保守・運用を行うことができるとともに、必要なシステム改修等について提案できる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

ア 農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要なソフトウェア等の保守・運用

イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要なサーバー設備等の保守・運用

ウ 農業委員会サポートシステムに係るヘルプデスク業務

エ その他農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要な取組

(3) 農業委員会サポートシステムの改修

農業委員会サポートシステム管理事業のうち、農業委員会サポートシステムの改修については、全国農業委員会ネットワーク機構が、同システムの改修等の業務を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者（以下「システム改修事業者」といいます。）が行う以下の取組に要する経費を支援します。全国農業委員会ネットワーク機構は、必要なシステム改修内容を提案できる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

ア 農業委員会等が農地台帳の整備のために利用する農業委員会サポートシステム以外の情報システムと農業委員会サポートシステムとの連携を円滑化するための改修

イ 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）の地図マスタデータによる農業委員会サポートシステムの地図更新を自動化するための改修

ウ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第8条第1項に基づく地方公共団体情報システムの標準化に対応し、農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳（以下「住基・固定台帳」といいます。）の照合作業を円滑化するための改修

エ 利用者の操作性・利便性の向上のために行う操作画面の改善等のための改修

オ その他農業委員会サポートシステムの改修のために必要な取組

(4) 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステム管理事業のうち、農業委員会サポートシステムを活用した農地台帳と住基・固定台帳との照合作業の支援については、全国農業委員会ネットワーク機構が、支援業務を実施する事業者（以下「照合支援事業者」とい

ます。)を公募の上選定することとし、選定された照合支援事業者が農地台帳と住基・固定台帳との照合作業を支援するために行う以下の取組に要する経費を支援します。全国農業委員会ネットワーク機構は、確実に支援業務を実施することができる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により契約することとします。

ア コードの変換、紐付け等照合作業に係る初期設定

イ その他照合作業に必要な支援

第3 事業実施の要件

事業実施の要件は、事業実施計画を提出する時点において、次の事項が確認できること（事業実施主体が市町村の場合を除きます。）とします。

なお、事業実施主体は、事業実施計画を提出する時点において、地方農政局長等が当該要件を満たしているか確認できる書類（議事録又は活動計画等）を提出してください。

1 第2の1及び2の事業の要件

(1) 農地等の権利移動の許可等の可否の審査に当たっては、審査基準の全ての項目ごとに区分し、申請書等に記載された内容が当該審査基準の項目ごとに、その判断の根拠を明確にして実施すること。

(2) 農地法第30条に基づく利用状況調査の範囲は、利用状況調査を実施する農業委員会内の区域内にある全ての農地（ただし、災害等により現地に立ち入れないなど外的理由で実施できない場合を除きます。）とし、農地台帳に基づいた適正な調査を実施すること。

また、農地法第32条又は第33条に基づく利用意向調査については、所有者等から表明された意向の内容を勘案しつつ、農地中間管理機構及び市町村等の関係機関と連携し、農業上の利用の増進が図られるよう、農地の利用関係の調整等を実施すること。

(3) 総会及び部会（以下「総会等」といいます。）の議事録には、審議過程の全てを要約することなく、詳細に記載すること。

(4) 農業委員会が活動計画を策定し、その活動結果の点検評価を行うこと。

(5) 総会等の議事録及び活動計画並びに活動の点検評価結果を市町村のホームページなどで公表すること。

(6) 農地法第52条の3に基づく農地台帳及び農地に関する地図の公表を実施すること。

2 第2の2及び3の事業の要件

農業委員への女性の登用促進を目的とした周知活動等を実施すること。

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) 農地の利用状況等の調査

遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等を行った場合には、事業実施主体は、別記3様式第1号により調整

した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。

(2) 農地等の台帳の調査等

農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第 52 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の調査が含まれます。

2 第 2 の 2 の事業の留意事項

(1) 毎年度、当該年度の実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、必要に応じて地域の農業関係機関・団体等と連携して作成してください。

(2) 研修は、講義、研究討議、演習等により実施してください。

(3) 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するようにしてください。

(4) 研修には、女性農業委員の活動に係る研修が含まれます。

3 第 2 の 3 の事業の留意事項

(1) 農業委員会等に対する支援の留意事項

ア 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表を行う場合には、ホームページへの掲載等により行うこととします。また、閲覧者が当該情報を参考に事務の改善ができるよう、取組の内容を詳細に情報提供するものとします。

イ 農業委員等への研修については、毎年度、当該年度における研修の実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画を作成し、当該計画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、地域の農業関係機関・団体と連携して作成してください。

また、研修の実施に当たっては、地域の農業関係機関・団体と共催して実施できるものとします。

ウ 研修の開催は、管内を数ブロックに分けて実施することができるものとします。

エ 研修は、講義、研究討議及び演習等により実施するものとします。

オ 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するようにしてください。

カ 研修内容には、農地制度の適正な運用や農地利用の最適化の推進に関するもののほか、農業委員会サポートシステム（農業委員会等が把握した農地等の出し手・受け手の意向等の情報のデータベース（以下「全国データベース」といいます。）を含みます。以下同じ。）の活用、タブレットの活用、農業経営の合理化、農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援並びに女性農業委員の活動に関するものが含まれます。

キ 中央研修会の出席については、国及び全国農業委員会ネットワーク機構が農地制度及び農業経営等に関する知識を習得させることを目的として実施する研修

に出席できるものとします。

なお、当該研修会に出席した場合、事業実施主体は、農業委員等に対する研修を積極的に実施するとともに、当該研修会に参加した者が講師となって習得した知識を提供する等、農業委員会等への支援に努めてください。

ク 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動には、都道府県農業委員会ネットワーク機構における「女性農業委員登用促進アドバイザー」の設置や、女性農業者、市町村、関連団体等に対する女性農業委員の登用促進等の普及啓蒙活動が含まれます。

ケ 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導及び助言には、タブレットの活用に係るものを含みます。

- (2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供の留意事項
農地に関する情報の整理には、農業委員会等から収集した情報の農業委員会サポートシステムへの登録、情報の集計、分析の実施を含みます。
- (3) 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席の留意事項
会議において、農地法により都道府県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務に係る事項のみを議題とする場合には、本事業の対象としないものとします。

4 第2の4の事業の留意事項

- (1) 第2の4の(1)の調査の集計を行うに当たって、集計等を補助するための補助員(以下「集計補助員」といいます。)の雇用又は外部委託を行う場合には、公募により選定するものとします。
- (2) 調査員(集計補助員を含みます。以下同じです。)の手当は、実働に応じた対価(日給又は時間給)を支払うものとします。また、その単価は標準的な雇用賃金等を勘案し、事業実施主体が規程等に定めることとします。
- (3) 第2の4の(1)の調査結果については、その概要を事業実施主体のホームページに掲載し、広く活用されるようにするものとします。
- (4) 本事業により作成した資料等の印刷物の発行を行う場合は、無償で配布するものとします。
- (5) 第2の4の(2)の会議、研修会において使用した資料は、事業実施主体のホームページに掲載するものとします。
- (6) 第2の4の(2)の研修会の開催に当たっては、研修の修了後、速やかに研修会に参加した者に研修に関するレポートを提出させるものとします。
- (7) 第2の4の(2)の研修会に参加した者は、農業委員等を対象にした研修会において、講師として自らが習得した知識を提供し、農業委員等の資質向上を図るものとします。
- (8) 第2の4の(2)のイの教材の作成に当たっては、研修を受講する者が農地制度及び農業税制等に関する高度な知識並びに遊休農地所有者等への指導及び農地利用集積の推進等のための地域内での合意形成の手法を取得できるものとするよう留意するものとします。
- (9) 本事業の実施に当たっては、必要に応じて農業関係団体と連携を図るものとしま

す。

5 第2の5の事業の留意事項

(1) 農業委員会サポートシステムの管理・運用等の留意事項

全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(1)及び(2)による農業委員会サポートシステムの管理・運用等を行う場合には、以下に留意するものとします。

ア 全国農業委員会ネットワーク機構は、次の取組を実施する場合、事前に農林水産省と協議を行うものとします。

(ア) 第2の5の(1)のイの研修会

(イ) 農業委員会サポートシステムに係る改修(第2の5の(3)に係るものを除く。)

イ 農林水産省は、アの協議の結果、必要に応じて条件を付すことができることとします。

ウ 研修は、パソコン等を活用した操作研修により実施してください。

エ 研修の開催に当たっては、研修の終了後、速やかに受講者に研修に関するアンケートを提出させるものとします。

オ 研修内容には、農業委員会サポートシステムやタブレットの操作方法等に関することが含まれます。

カ 全国農業委員会ネットワーク機構は、エのアンケート結果を研修毎に取りまとめ、速やかに経営局長に報告することとします。

キ 第2の5の(1)のイの研修会に出席した農業委員会等は、当該研修会が実施された年度の年度末時点で、当該時点での最新かつ正確な情報に農業委員会サポートシステムを更新するものとします(ただし、全国データベースに係る内容を含む一体的な研修会を除きます。)

(2) 農業委員会サポートシステムの改修の留意事項

全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(3)による農業委員会サポートシステムの改修を行う場合には、以下に留意するものとします。

ア 全国農業委員会ネットワーク機構は、交付決定後速やかに改修等に係る仕様書を農林水産省に提出の上、協議するものとします。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会サポートシステムの改修等の実施に当たり、事前にプロジェクト実施計画書、WBS(Work Breakdown Structure)、設計書等を農林水産省に提出の上、協議するものとします。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施期間中の各月末日までの事業の取組状況について、別記3様式第2号により翌月10日までに経営局長に報告してください。

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、ウで報告した取組状況が実施計画から1月以上遅延する場合は、速やかに農林水産省に連絡し、対応方針等を協議するものとします。

オ 全国農業委員会ネットワーク機構は、改修等の過程で行う各テストにおいて想定する結果が出力されないなど、インシデントが発生し、かつ対応策を速やかに

策定できない場合、当該インシデントの深刻化を未然に防ぐ観点から、速やかに農林水産省へ連絡するとともに、システム技術についての専門的な知見を有する者（全国農業委員会ネットワーク機構の職員及びシステム改修事業者を除く。）に解決策を求めるものとします。

カ 全国農業委員会ネットワーク機構は、システム改修事業者からの成果物の受入試験を実施する際は、あらかじめ定められた要件を満たしているかどうかを確認し、要件を満たしていないと判断した場合は、システム改修事業者の責において必要な改修を行わせるものとします。

第5 定期報告

1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記3様式第3号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記3様式第4号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。
- (3) 地方農政局長等は、都道府県知事から報告を受けた場合には、その内容を審査し、事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必要な指導を都道府県知事を経由して文書にて行うものとします。
- (4) 事業実施主体は、(3)の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出してください。
- (5) 地方農政局長等は、(4)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、交付金の一部又は全部を返還させるものとします。

2 第2の4並びに5の(1)、(2)及び(4)の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について、第2の4の事業にあつては別記3様式第5号、第2の5の(1)、(2)及び(4)の事業にあつては別記3様式第6号により、1月末までに経営局長に報告してください。
- (2) 経営局長は、事業実施主体から報告を受けた場合には、その内容を審査し、事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必要な指導を文書にて行うものとします。
- (3) 事業実施主体は、(2)の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、経営局長に提出してください。
- (4) 経営局長は、(3)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、補助金の一部又は全部を返還させるものとします。

第6 農業委員等の活動の管理

1 第2の1、2及び3の事業の管理

- (1) 事業実施主体から賃金、手当及び旅費の支払いの対象となった者は、活動した年月日、活動内容等を記載した日誌を取りまとめ、毎月末日までに事業実施主体に報告してください。
- (2) 事業実施主体は、(1)により報告があった場合は、速やかに別記3様式第7号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

2 第2の4の事業の管理

- (1) 第2の4の(1)のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記3様式第8号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の了承を得るものとします。また、事業実施主体は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。
- (2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記3様式第9号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

第7 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の5に掲げる内容とします。

第8 事業の透明性の確保

事業実施主体は、事業実施に当たって、事業実施計画、事業実績報告、各種会議の資料及び研修のテキスト等について、ホームページ、広報誌等により公開してください。

第9 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。

利用関係調整簿

1. 農地中間管理機構及び関係機関との利用調整

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m ²)			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

2. 地域・集落(地域計画)との利用調整

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m ²)			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

3. 所有者等との協議・打合せ

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m ²)			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

4. 借受希望者との協議・打合せ

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m ²)			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

別記3様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者名)

農業委員会サポートシステム管理事業のうちシステム改修に係る取組状況報告書

農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3199号)別記3の第4の5の(2)のウの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 本事業のスケジュールと進捗状況
- 2 課題とその対応状況
- 3 リスクの管理状況

定期報告書（第3四半期末時点）

〇〇農業委員会

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

農地の利用関係の調整										農地の利用状況等の調査							農地等訴訟等事務処理		台帳整備			農地の権利移動・借賃等調査		農地所有者等の意向確認調査				
農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等				報告農地所有適格法人数	勧告を行った農地所有適格法人数	立入調査を行った農地所有適格法人数	和解の仲介処理件数	うち成立件数	仲介延回数	農地利用調整打合出席延人数	利用状況調査			利用意向調査		農地中間管理機構等への通知	遊休農地の所有者等への勧告	不在村農地所有者等への活用意向調査	所有者不明の農地の権利確認調査	訴事件等処理件数	弁明資料等の作成件数	実態調査日数	電算入力延日数	住基・台帳との照合作業日数	システム活用等実施時期	賃借情報区分数	権利移動等の状況取りまとめ件数	調査対象者数
実態調査	勧告	許可の取消し	あつせんその他必要な措置								管内農地面積	利用意向調査対象面積		第32条	第33条													
				1号該当	2号該当																							
回	件	件	件	法人	法人	法人	件	件	回	人	ha	ha	ha	件	件	件	件	件	件	件	日	日	日		件	人		

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

農業委員等の資質向上のための活動			その他活動	
開催回数	参加者数	研修内容	事業内容	進捗状況
回	人			

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

〇〇都道府県農業委員会ネットワーク機構

農業委員会等相互の連絡調整	事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表	農業委員等に対する研修等の実施								農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施するための巡回等による支援	農地に関する情報の整理及び農業者等への提供		農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席			その他活動	
		研 修			中央研修会		女性農業委員登用等活動				情報整理	情報提供					
実施時期	活動内容	公表件数	開催回数	参加者数	研修内容	出席回数	出席者数	実施回数	活動内容	延べ巡回日数	実施件数	実施件数	開催回数	会議内容	出席者数	事業内容	進捗状況
		件	回	人		回	人	回		日	件	件	回		人		

定期報告書（第3四半期末時点）

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

一連番号	市区町村名	農業委員会名	農地の利用関係の調整										農地の利用状況等の調査								農地等訴訟等事務処理		台帳整備				農地の権利移動・借賃等調査		農地所有者等の意向確認調査		
			農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等				報告農地所有適格法人数	勧告を行った農地所有適格法人数	立入調査を行った農地所有適格法人数	和解の仲介処理件数	うち成立件数	仲介延回数	農地利用調整打合出席延人数	利用状況調査			利用意向調査		農地中間管理機構等への通知	遊休農地の所有者等への勧告	不在村農地所有者等への活用意向調査	所有者不明の農地の権利確認調査	訴訟事件等処理件数	弁明資料等の作成件数	実態調査日数	電算入力延日数	住基・固定台帳との照合作業日数	システム活用等実施時期	賃借情報区分数	権利移動等の状況取りまとめ件数	調査対象者数
			実態調査	勧告	許可の取消し	あつせんその他必要な措置								管内農地面積	利用意向調査対象面積		第32条	第33条													
															1号該当	2号該当															
			回	件	件	件	法人	法人	法人	件	件	回	人	ha	ha	ha	件	件	件	件	件	件	件	日	日	日		件	人		
合計																															
実施委員会数			委員会				委員会				委員会		委員会		委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会				委員会	委員会					

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

一連 番号	市 町 村 名	農 業 委 員 会 名	農業委員等の資質向上のため の活動			その他活動	
			開 催 回 数	参 加 者 数	研 修 内 容	事業内容	進捗状況
			回	人			
合計							
			委員会			委員会	

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

〇〇都道府県農業委員会ネットワーク機構

農業委員 会等相互 の連絡調 整	事務を効率 的かつ効果 的に実施し ている農業 委員会等の 取組に関す る情報の公 表	農業委員等に対する研修等の実施							農業委員会が農 地等の出し手・ 受け手の意向把 握等の農地利用 最適化活動を円 滑に遂行するた めに実施するた めの巡回等によ る支援	農地に関する情報の整理 及び農業者等への提供		農業委員会ネットワーク業務 を行うための会議への出席			その他活動		
		研 修			中央研修会		女性農業委員 登用等活動			情報整理	情報提供	開催 回数	会 内 議 容	出席 者数	事業 内容	進捗 状況	
実施 時期	活動 内容	公表 件数	開催 回数	参加 者数	研修 内容	出席 回数	出席 者数	実施 回数	活動 内容	延べ巡回日数	実施 件数	実施 件数	開催 回数	会 内 議 容	出席 者数	事業 内容	進捗 状況
		件	回	人		回	人	回		日	件	件	回		人		

別記3様式第5号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

全国的な農地利用調整活動等

1 情報収集・分析事業

ア 調査項目

調査名	調査目的	開始時期	調査方法	調査結果の印刷部数及び配布先	調査結果の活用方法

イ 調査員の設置

調査名	調査員氏名	具体的な活動内容	活動日数

2 情報提供・指導事業

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象にした研修会の開催

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数

※「講師」の欄は、講師謝金の支払い対象となる者を記載すること。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う研修の教材の作成

教材名	作成目的	作成部数	配布先

(3) 農業委員会等の取組状況についての点検等

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構担当者を対象にした会議の開催

会議名	開催時期	会議で周知する内容

イ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の取組状況の確認

農業委員会数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数

ウ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する指導・助言

指導・助言の実施状況		指導・助言の内容	
農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構

別記3様式第6号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

農業委員会サポートシステム管理事業

1 農業委員会サポートシステムの管理・運用

- (1) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

実施時期	農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関	活動内容

- (2) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

イ 農業委員会サポートシステムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	うち更新農業委員会等数

(注) 「うち更新農業委員会等数」には、第3四半期末時点で農業委員会サポートシステムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況	指導・助言の内容

農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	農地中間管理機構数	その他の関係機関数	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構	農地中間管理機構	その他関係機関

(3) 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応状況及び体制整備方針に対する対応状況

--

(4) 事業の適正な実施に向けた対応状況等

ア 継続した情報の更新が行われない農業委員会等への対応状況

--

イ 法定項目が登録されていない農業委員会等への対応状況

--

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構による利活用に向けた対応状況

--

エ 農業委員会サポートシステムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体制整備方針に対する対応状況

--

(5) その他

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施する（実施した）ことによる効果（具体的に）	備考

(注) この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農業委員会サポートシステムの保守・運用

(1) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記3の第2の5の(2)のアからエまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記3の第2の5の(4)のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

別記3様式第8号

令和〇年度機構集積支援事業における調査員の活動計画

全国農業委員会ネットワーク機構の長 宛

(調査名 〇〇)

調査員氏名 〇〇〇〇

活動事項	目標達成に向けた活動内容	活動日数

別記3様式第9号

令和〇年度機構集積支援事業における調査員の活動日誌(〇月)

(調査名 〇〇)

調査員氏名 〇〇〇〇

年月日	活動内容	備考
計		
<p>上記の者は、機構集積支援事業の調査員として、活動したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 全国農業委員会ネットワーク機構の長 〇〇 〇〇</p>		